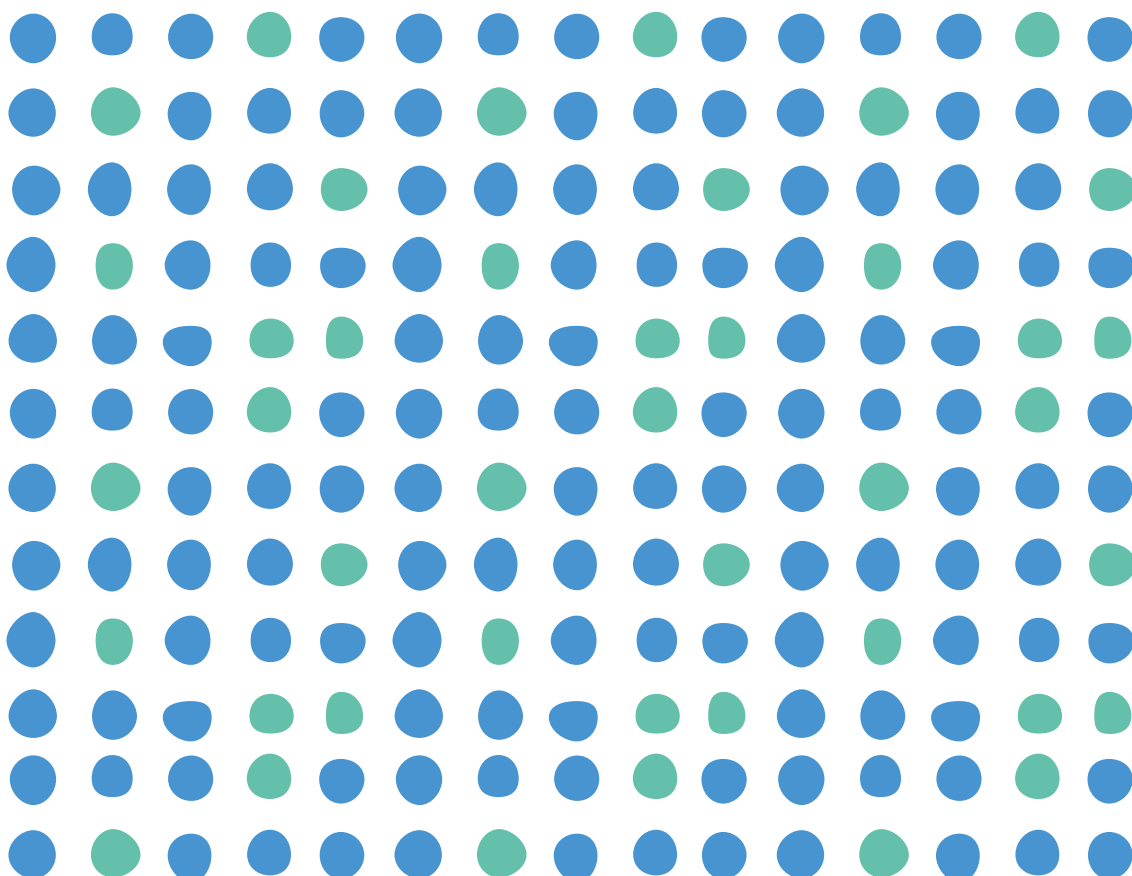


第2次 うらやす
男女共同参画プラン

ひと ひと
女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす



はじめに

少子高齢化が急速に進行し、人々の価値観が多様化している今日、将来にわたって豊かで活力のある地域社会を作っていくためには、男女が共に知恵を出し合い、家庭、職場、地域、学校など、さまざまな場面でいきいきと活躍することのできる男女共同参画社会を実現することが大切です。

2001（平成13）年、浦安市は「女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす」を基本理念に「うらやす男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けその課題に取り組んでまいりました。また、2007（平成19）年には、基本計画、実施計画の見直しを行い「改定うらやす男女共同参画プラン」を策定しました。

しかしながら、今もって社会には、性別による固定的な役割分担意識やそれらに起因する慣例・慣行が根強くあり、そのために、家庭や職場、地域、学校といったさまざまな場面において、取り組むべき課題が山積しています。

2009（平成21）年、国連・女子差別撤廃委員会は、日本に対し最終見解を発表し、政策・方針決定過程への女性の参画や雇用における格差是正の遅れなど、多くの課題を指摘しました。これを受け、国は、2010（平成22）年、「第3次男女共同参画基本計画」を、また、千葉県では、2011（平成23）年、「第3次千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

このような状況を踏まえ、本市においても、この度「第2次うらやす男女共同参画プラン」を策定しました。2011年3月11日の東日本大震災においては、さまざまな課題が顕在化しましたが、平素から防災対策にも男女共同参画の視点を取り入れていくことの重要性を再確認いたしました。

このプランでは、震災の教訓を生かした防災や復興に関わる場での男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を盛り込むとともに、2008（平成20）年1月に施行されたDV防止法改定に伴い、DV施策に関する基本計画と位置づけ、施策の充実を図りました。プランで掲げた施策を確実にかつ丁寧に推進してまいります。

第2次プランの策定にあたりましては、浦安市男女共同参画推進会議でご議論いただくと共に、男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査やUモニ、パブリックコメントを通じて、多くの市民の皆様からご意見をいただきました。市民の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

2012（平成24）年3月

浦安市長 松崎 秀樹

第2次うらやす男女共同参画プラン 目次

はじめに	1
------	---

I 計画策定にあたって 5

1. 計画策定の経緯	6
2. 「改定プラン」の達成状況と課題	7
3. 「第2次プラン」の目的	8
4. 「第2次プラン」の性格・位置づけ	8
5. 「第2次プラン」の推進	9
6. 「第2次プラン」の計画期間	9

II 基本的な考え方と施策の体系 11

1. 10年後の浦安市 ―私たちが目指す男女共同参画社会	12
2. 3つの基本理念	13
3. 重点課題	14
(1) 防災における男女共同参画の推進 東日本大震災で被災したまちとして	14
(2) 人権擁護・救済のための取り組みの強化 DV 施策に関する基本計画として	14
4. 計画の体系	16
計画を読むにあたって	18
課題 1 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進	19
課題 2 ワーク・ライフ・バランスの推進	25
課題 3 あらゆる分野に参画する機会の確保	33
課題 4 防災における男女共同参画の推進	38
課題 5 男女が共に安心して暮らせる環境の整備	42
課題 6 性への理解と生涯を通じた健康の支援	46
課題 7 人権の擁護・救済のための取り組みの強化	50
課題 8 推進体制の強化	56
■言葉の解説	61
■性別役割分業 ■新性別役割分業 ■ジェンダー（社会的性別） ■メディア・リテラシー ■エンパワーメント ■三歳児神話 ■ワーク・ライフ・バランス ■サテライトオフィ ス ■次世代育成支援対策推進法 ■育児・介護休業法 ■放課後異年齢児交流促進事業 ■レスパイト ■ポジティブ・アクション ■Uモニ ■性差医療 ■リプロダクティブ・ ヘルス/ライツ ■ドメスティック・バイオレンス（DV） ■配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律（DV 防止法） ■デートDV	

1. 基礎資料概要	64
・男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査	64
・男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査	64
・Uモニ	64
・パブリックコメント	64
・事前調査	64
2. 浦安市男女共同参画推進会議・浦安市男女共同参画庁内推進会議概要	65
3. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	66
4. 男女共同参画社会基本法	72
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	76
6. 男女共同参画社会の実現に向けた動き（世界・日本・浦安）	85

COLUMN

- | | |
|--------------------------|----|
| ① そもそもジェンダーって何？ | 12 |
| ② ワーク・ライフ・バランスは企業にもメリットが | 29 |
| ③ GGIって何？ | 34 |
| ④ ポジティブ・アクションはなぜ必要？ | 35 |
| ⑤ なぜ、防災に男女共同参画の視点？ | 39 |



※ 本文で使用している統計数字は小数点第2位を四捨五入して算出しているため、比率の合計が100%にならないことがあります。



I

計画策定にあたって

1. 計画策定の経緯
2. 「改定プラン」の達成状況と課題
3. 「第2次プラン」の目的
4. 「第2次プラン」の性格・位置づけ
5. 「第2次プラン」の推進
6. 「第2次プラン」の計画期間

1

計画策定の経緯

浦安市は、2002（平成14）年度に「うらやす男女共同参画プラン」（計画期間2002年度～2011年度）を策定しました。その後、プラン中間期にあたる2006（平成18）年度に、基本計画、実施計画の見直しを行い、「改定うらやす男女共同参画プラン」（以下、「改定プラン」という）を策定しました。

2011（平成23）年度に「うらやす男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、「第2次うらやす男女共同参画プラン」（以下、「第2次プラン」という）を策定することとなりました。

策定にあたっては、改定うらやす男女共同参画プラン事業調査（以下、「事業調査」という）を行い、目標達成度を計りました。また、市民、および職員の男女共同参画意識の変化等を探るために行った「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」（2010年度実施・以下「市民意識調査」という）、「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」（2010年度実施・以下「職員意識調査」という）、Uモニアンケート（2011年11月実施）や、パブリックコメント（2011年12月実施）でのご意見を基礎資料としました。

これらの調査の結果をもとに、第7期浦安市男女共同参画推進会議や浦安市男女共同参画庁内推進会議において意見を伺いました。また、国の「第3次男女共同参画基本計画」（2010年12月）、千葉県の「第3次千葉県男女共同参画計画」（2011年3月）も参考にしました。

2 「改定プラン」の達成状況と課題

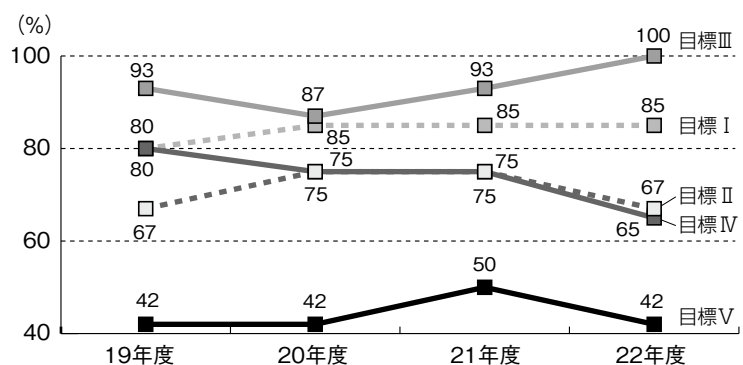
浦安市は、毎年、「改定プラン」に掲げられた事業の実施状況を把握するため、事業調査を行ってきました。「第2次プラン」はその結果も踏まえて策定しています。そこで、「改定プラン」の達成状況を概観します。

「改定プラン」の5つの目標	目標 I	目標 II	目標 III	目標 IV	目標 V
	生涯にわたる男女平等観にたった人間形成の推進	男女の人権尊重・擁護と健康支援の促進	ワーク・ライフ・バランスの推進	意思決定・政策立案過程への男女共同参画	推進体制の整備

目標ごとの実施率を見ると、図表1のとおり、最も高いのは目標Ⅲ、次いで目標Ⅰ、目標Ⅱと続き、7～9割台を占めています。それに対して、目標Ⅳは6～7割台を推移し、男女共同参画を押し進めるために不可欠な目標Ⅴは4割台と低いのが実状です。

男女共同参画社会は、多方面にわたる改革なしに実現させることはできません。そのため、国は、「第3次男女共同参画基本計画」において、推進体制の強化を図り、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるようにすることを「今後取り組むべき喫緊の課題」の1つに掲げています。浦安市においても、着実にプランを推進し、実効性を上げることが急務の課題となっています。

図表1 「改定プラン」目標別実施率の推移



「改定プラン」事業調査

3 「第2次プラン」の目的

我が国における男女共同参画社会の形成はいまだ途上にあり、解決すべき課題が山積しています。浦安市においても、「改定プラン」の達成状況と課題を踏まえつつ、東日本大震災後の社会状況の変化により発生した新たな課題に対応し、より一層の男女共同参画社会の形成を推進することを目的として、「第2次プラン」を策定します。

4 「第2次プラン」の性格・位置づけ

このプランは、

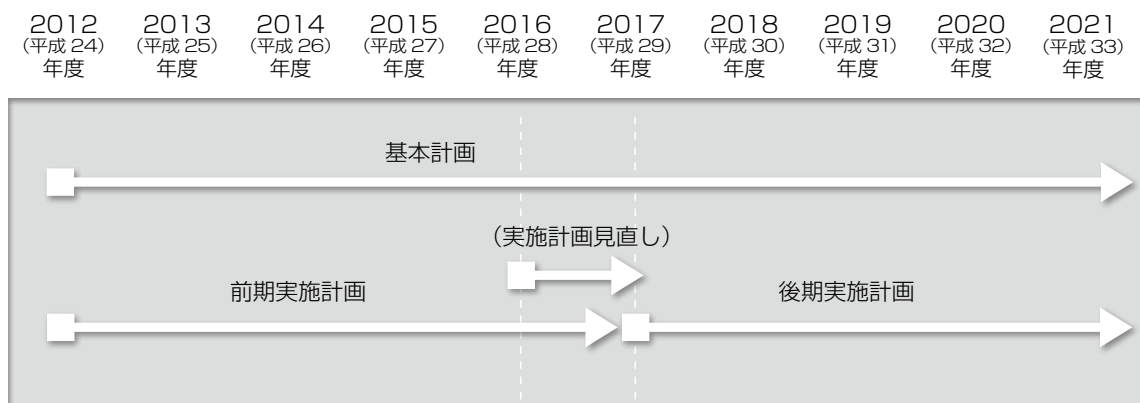
- (1) 「改定プラン」の達成状況を踏まえて、新たに策定した計画です。
- (2) 8つの課題を掲げ、男女共同参画社会の実現を目指した計画です。
- (3) 「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「第3次男女共同参画基本計画」ならびに「第3次千葉県男女共同参画計画」と整合性を保ちつつ、浦安市の特性を考慮して策定した計画です。
- (4) 「浦安市第2期基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、施策や事業を総合的・効果的に推進するために策定した計画です。
- (5) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づき、DV関連施策に関する基本計画として位置づけています。

5 「第2次プラン」の推進

- (1) 施策・事業の進行状況を把握するため、毎年度「事業調査」を実施し、プランの進行管理を行います。
- (2) 数値化が可能でかつ定期的に計ることができる項目に関して、目標値を設定しプランを推進します。
- (3) 男女共同参画社会の促進に関する施策を総合的・効果的に推進するため、庁内関係各部の次長等で構成される「浦安市男女共同参画庁内推進会議」において、「事業調査」の結果に基づき施策・事業の方向性と課題を検討します。
- (4) 男女共同参画社会の促進に関する施策について広く意見を求めるため、市長の諮問機関であり、学識経験者と関係団体の代表者、市民によって構成される「浦安市男女共同参画推進会議」において、庁内の検討結果をもとに市民の視点で進行状況に関する評価を行い、必要に応じて市長に提言を行います。
- (5) 「事業調査」や「浦安市男女共同参画推進会議」の答申等の内容については、ホームページ等を通じて、市民に公開します。

6 「第2次プラン」の計画期間

- 基本計画 2012（平成24）年度～2021（平成33）年度の10年間
- 実施計画 前期2012（平成24）年度～2016（平成28）年度
後期2017（平成29）年度～2021（平成33）年度の各5年間
原則として、中間年の2016（平成28）年度に事業等を見直します。





Ⅱ

基本的な考え方と 施策の体系

1. 10年後の浦安市
— 私たちが目指す男女共同参画社会
2. 3つの基本理念
3. 重点課題
 - (1) 防災における男女共同参画の推進
東日本大震災で被災したまちとして
 - (2) 人権擁護・救済のための取り組みの強化
DV施策に関する基本計画として
4. 計画の体系

1

10年後の浦安市—私たちが目指す男女共同参画社会

ひと ひと
女と男が認めあい
共にかがやくまち
うらやす

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成を次のように定義しています。

第二条一 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

浦安市はこの定義をより親しみやすい言葉で表現し直し、「女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす」を目標となる将来像としました。

COLUMN-1

そもそもジェンダーって何？

「ジェンダー」とは、社会によって作り上げられた性別のこと。生まれながらの性別と区別して使われます。「社会的・文化的な性のありよう」とも呼ばれ、国際的に広く用いられている言葉です。

例えば、“結婚したら外で働くのは男性で、女性は家で家事や子育てをする”といった性別役割割の考え方は、ジェンダーの表れの1つと言えます。ここで注意しなければならないのは、「ジェンダーにおける平等」イコール「女らしさ」「男らしさ」を無くし、女性も男性と同様な服装や振る舞いをする、ということではないという点です。問題は「らしさ」そのものにあるのではなく、「女(男)だから～べき」というように、社会通念や制度等のため、個性をつぶしてしまったり、自分らしく生きることができなくなってしまうことにあります。

2 3つの基本理念

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成を「我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。浦安市は、この基本法の位置づけを踏まえて、より効率的かつ迅速に男女共同参画社会の形成を推進するため、浦安市における施策・事業のすべてに「第2次プラン」の将来像が反映されるよう、次の3つの基本理念を掲げました。

①男女の人権の尊重・擁護

すべての市民が共にかがやいて生きる社会を築くには、男女が共に一人の人間として、互いの人権を尊重しあうことが大切です。そこで、男女の人権意識を高め、あらゆる分野における性別による差別の解消や暴力の根絶に努めます。

②ジェンダー（社会的性別）における平等

男女が共に一人の人間として、自らの意思で、経済的・生活的・社会的に自立できるよう、職場・家庭・地域等あらゆる分野で、固定的な性別役割分業意識をはじめとするジェンダー（社会的性別）における平等に努めます。

③男女のエンパワーメント

男女共同参画社会の実現を促進するため、男女が共に、自らの意識や能力を高め、自らの意思によりあらゆる場において政策・方針決定過程に参画できるよう、男女のエンパワーメントに努めます。

3

重点課題

「第2次プラン」では、以下に挙げる2つの課題に重点をおき、男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 防災における男女共同参画の推進 (→課題4 P 38)

東日本大震災で被災したまちとして

浦安市では、「第2次プラン」の策定を進めている段階で、東日本大震災による被災を体験しました。幸いに、この震災による直接的な死者はありませんでしたが、道路がゆがみ、建物が傾いたりする等、広範囲な地域で液状化による被害を受けました。浦安市では震災後さまざまな施策を展開し復興に努めていますが、市民生活に残した爪痕は未だ計りしれません。

震災後に開催した第7期浦安市男女共同参画推進会議の中で、「余震や放射能汚染等の不安から子どもを守るために母親の負担が増え、女性が働く環境が遠のいている」「パソコンや携帯電話を活用していない人や日本語が読めない人には情報が行き届かない」等の声が寄せられました。このことは、性別役割分業意識が根強く残っている実態や情報発信に關しての取り組みが不十分であったこと等が顕在化したことを表しています。また、防災計画等への女性参画が不可欠であることが、被災体験をすることで強く認識できました。

一方で、「子どもも家族の一員として水汲み等を手伝った」「女性も男性も地域人としての意識が芽生えた」「自治会に入会する人が増えた」等、プラス面の声も寄せられました。このことは、男女共同参画社会の実現に向けてあらためて家族関係を見つめ直すとともに、新たな地域コミュニティを築くチャンスであるにとらえることができます。

そこで、「第2次プラン」では、震災の被災者となった市民の声を真摯に受け止め、防災や復興に関わる場での男女共同参画を推進していきます。

(2) 人権擁護・救済のための取り組みの強化 (→課題7 P 50)

DV 施策に関する基本計画として

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下DV防止法という)が、2008(平成20)年に改正されたことにより、市町村にも「DV施策の実施に関する基本的な計画の策定」と「市町村が設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこと」が努力義務となりました。

浦安市では、女性プラザの開設（2002年）以来、「女性のための相談」の中でDVに関する相談を実施するとともに、被害者の保護・自立支援について取り組んできました。DV防止法の改正を踏まえて「第2次プラン」をDV施策に関する基本計画と位置づけ、被害者の保護・自立支援のための機能・体制を強化し、女性への暴力の根絶に努めます。

4 計画の体系

将来像

ひとひと
女と男が認めあい
共にかがやくまち
うらやす

基本理念

- ①男女の人権尊重・擁護
- ②ジェンダー（社会的性別）における平等
- ③男女のエンパワーメント

基本計画

実施計画

施策の方向

基本事業

課題1

男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

- ① 男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します
- ② 男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します
- ③ 次世代に向けて男女平等や自立を育む教育を推進します

- ①男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供の促進
- ②メディア・リテラシー向上の促進
- ③市民や事業者等に向けた情報発信の強化
- ①市民を対象とした講座の開催
- ②市職員を対象とした研修の実施
- ①発達段階に応じた男女平等教育の推進
- ②子どもの成長段階にあわせた性教育の実施
- ③教職員を対象とした研修の実施

課題2

ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します
- ② 就業継続に向け保育や子育てを支援します
- ③ 職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します

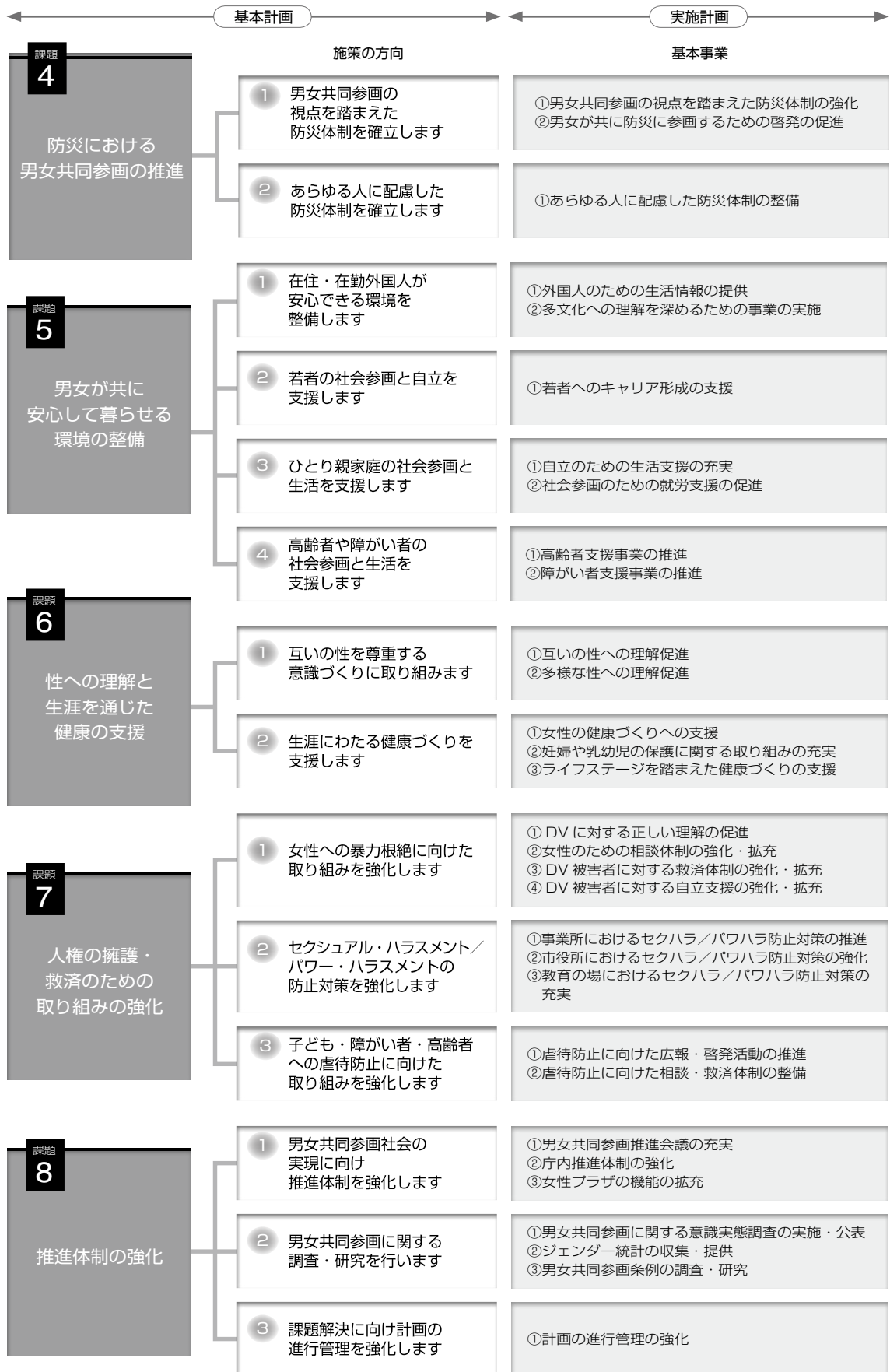
- ①事業所におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の推進
- ②市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ①男女が共に就業継続できる育児支援の充実
- ②家庭・地域で担う子育て支援の推進
- ①女性の再就職支援・キャリアアップの促進
- ②就業・職場環境・社会保険等に関する相談・情報提供の充実
- ③男女が共に家庭・地域での役割を担うための啓発の推進

課題3

あらゆる分野に参画する機会の確保

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します
- ② 地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します
- ③ 審議会等における委員構成の男女比の適正化を図ります

- ①事業所における女性管理職登用の促進
- ②市役所における男女共同参画の促進
- ③教育現場における男女共同参画の促進
- ①地域活動における男女共同参画の促進
- ②男女共同参画の視点に基づく地域の取り組みへの支援
- ①審議会等における委員構成の男女比の適正化



計画を読むにあたって

(1) 「課題」

男女共同参画社会の実現に向けて、解決すべき 8 つの課題を挙げ、それぞれの課題の背景について明記しました。

(2) 「目標値」

数値化が可能でかつ定期的に計ることができる項目に関して、目標値を設定しました。

(3) 「施策の方向」

課題解決に向けたそれぞれの施策のねらいを明記しました。

(4) 「具体的な取り組み」と「取り組みの内容」

施策を推進するための個々の事業を包括的にとらえ、まとめました。

(5) 「実施区分」

具体的な取り組みには、実施区分を設けました。計画期間の中でどのように実施されるかを表しています。

A	毎年度実施
B	26 年度までに実施
C	28 年度までに実施

(6) 「言葉の解説」

本文中のアスタリスク (*) がついている言葉は P61・62 で解説をしています。

課題

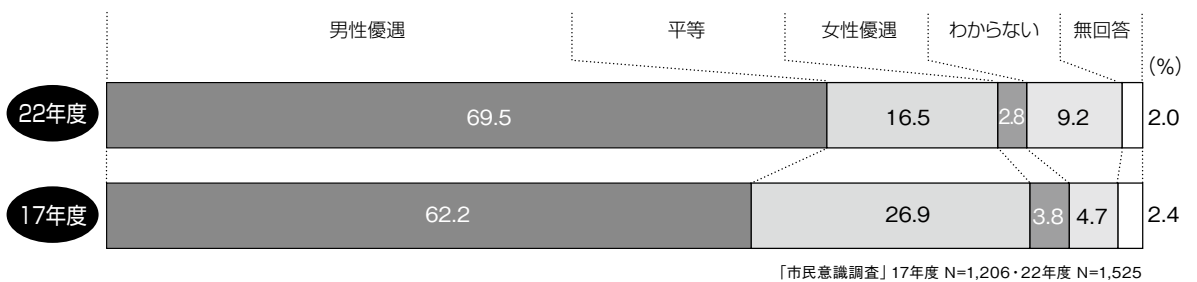
1

男女共同参画社会の 実現に関する理解の促進

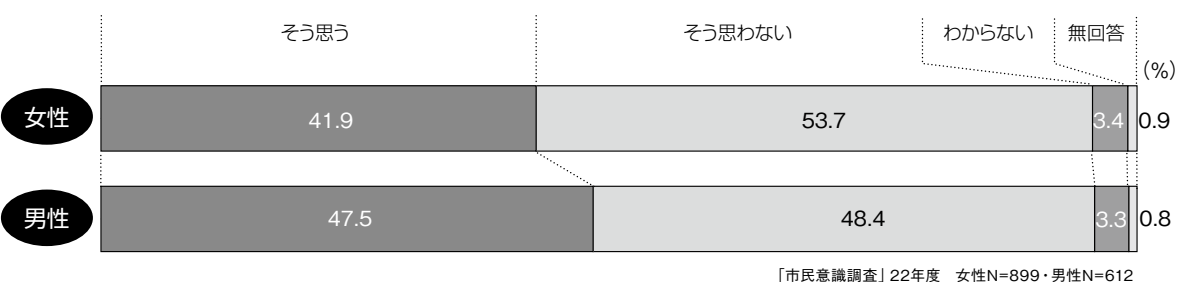
浦安市では、この5年間で、社会における男女の地位は「平等」と感じる割合が減少し、「男性優遇」が増加しました（図表2）。また、性別役割分業*についての考え方（夫は外で働き、妻は家庭を守るべき）については、男女共に「そう思う」が、「そう思わない」を上回りますが、新性別役割分業*についての考え方（仕事を持つのはよいが、家事・育児・介護はきちんとするべき）は、「そう思う」が過半数を占めています（図表3、4）。また、男女平等社会を築くために必要な学校教育として、「キャリア教育の充実」や「男女共に暮らしに必要な実技を学ぶこと」と考えている人の割合が高くなっています（図表5）。

こうした実態を踏まえ、男女共同参画社会を実現するため、性別役割分業の問題を正しく理解し、ジェンダー（社会的性別）*における平等の実現に向けた意識づくり、また次世代に向け平等意識や自立を育む教育を促進します。

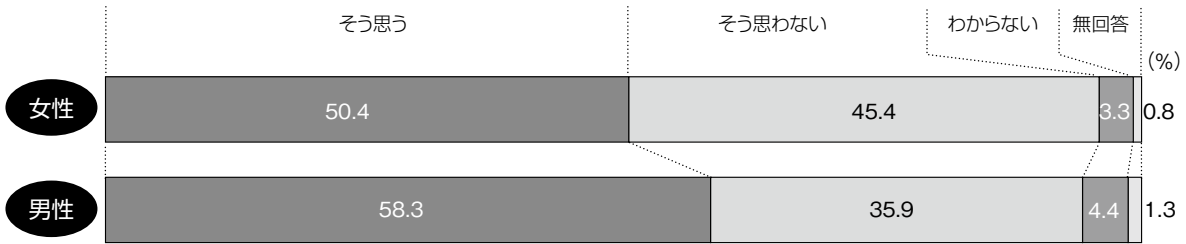
図表2 男女の地位の平等感



図表3 性別役割分業（夫は外で働き、妻は家庭を守るべき）についての考え方

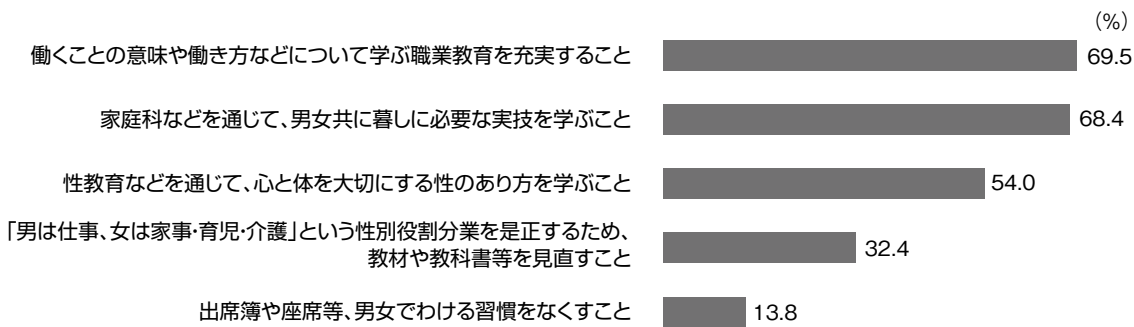


図表4 新性別役割分業（女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児・介護はきちんとすべき）についての考え方



「市民意識調査」22年度 女性N=899・男性N=612

図表5 男女平等社会を築くために必要な学校教育



「市民意識調査」22年度 N=1,525

■目標値

内容	現状値	目標値 (期限)
性別役割分業意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）を持たない人の割合	34.6% (22年度) * 市民意識調査「そう思わない」の回答者	50% (28年度)
「男女共同参画」という言葉の認知度	35.5% (22年度) * 市民意識調査「言葉も内容も知っている」の回答者	70% (28年度)

施策の方向



男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します

男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供を促進し、市民や事業者等に向けた情報発信を強化します。また、情報を活用する能力を育成するための講座等を開催し、メディア・リテラシー*の向上に努めます。

基本事業① 男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 図書・資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供します。	中央図書館 女性プラザ	A
2. 図書・資料に関する広報	男女共同参画週間等にあわせて、展示等を開催し、収集した図書や資料が有効に活用されるようにします。	中央図書館 女性プラザ	A
3. 情報の収集・提供に関する相互協力	図書や資料に関する収集・提供・広報等を連携して進めていきます。	中央図書館 女性プラザ	A

基本事業② メディア・リテラシー向上の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 情報活用能力を育てる講座の開催	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。	中央図書館	A
2. 子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育てる講座の開催	発達段階に応じた情報の探し方や的確な活用方法等について、図書館活用講座等を通じ伝えます。	中央図書館	A

基本事業③ 市民や事業者等に向けた情報発信の強化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 出前講座の活用	出前講座の中で男女共同参画に関する講座を開催します。	生涯学習課 女性プラザ	A
2. 男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する理解を深め、実現させるための情報誌を発行します。	女性プラザ	A
3. ホームページ等インターネットの活用	男女共同参画に関する情報をホームページ等のインターネットを活用し発信します。	女性プラザ	A
4. あらゆる人に届く情報の発信	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、きめ細やかな情報発信を推進します。	女性プラザ	A

施策の方向

2

男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します

市民を対象とした講座等の開催をとおして、性別役割分業の問題点への気づきや女性のエンパワーメント*を促します。また、市役所の管理職研修や職員研修をとおして、職員の男女共同参画への理解を深めます。

基本事業① 市民を対象とした講座の開催

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 男女共同参画への理解を深める講座等の開催	三歳児神話、性別役割分業、女性問題、男性問題、女性の自立・エンパワーメント、男性の地域参画等のテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深める講座等を開催します。	公民館 市民大学 女性プラザ	A
2. 講座等の開催に関する相互協力	講座等の開催に関して、連携を強化します。	公民館 市民大学 女性プラザ	A

基本事業② 市職員を対象とした研修の実施

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 管理職研修の実施	男女共同参画を推進していくための管理職研修を実施します。	女性プラザ	Ⓐ
2. 職員研修の実施	男女共同参画を推進していくための職員研修を実施します。	人事課 女性プラザ	Ⓐ

施策の方向

3

次世代に向けて男女平等や自立を育む教育を推進します

保育園・幼稚園や小・中学校で発達段階に応じた男女平等教育を推進するとともに、互いの性を尊重する視点に基づく性教育に力を入れます。また、教職員研修をとおして、教職員の男女共同参画への理解を促進します。

基本事業① 発達段階に応じた男女平等教育の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 男女平等教育の推進	保育園、幼稚園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	保育幼稚園課 指導課	Ⓐ
2. キャリア教育の実施	小・中学校において、職業意欲を育てる教育を実施します。	指導課	Ⓐ
3. メディア・リテラシーを高める教育の実施	小・中学校において、携帯電話やコンピュータを利用した情報の扱い方等、発達段階に応じた教育を実施します。	指導課	Ⓐ

基本事業② 子どもの成長段階にあわせた性教育の実施

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 性教育の実施	小・中学校において、互いの性を理解し、尊重できるよう発達段階にあわせた性教育を実施します。	保健体育安全課	A
2. 性感染症に関する予防教育の実施	中学校において、エイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施します。	保健体育安全課	A
3. 保護者への思春期に関する理解を促す講座の開催	小・中学校の保護者に向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催します。	健康増進課	A

基本事業③ 教職員を対象とした研修の実施

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 人権・男女共同参画の理解を促す教職員研修	人権・男女共同参画を推進していくための教職員研修を実施します。	指導課	A

課題

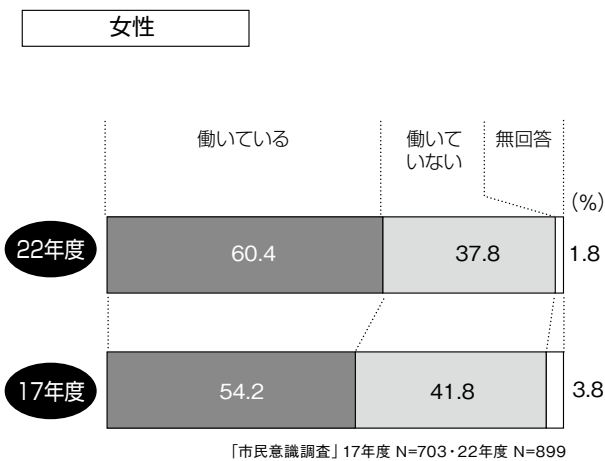
2

ワーク・ライフ・バランスの推進

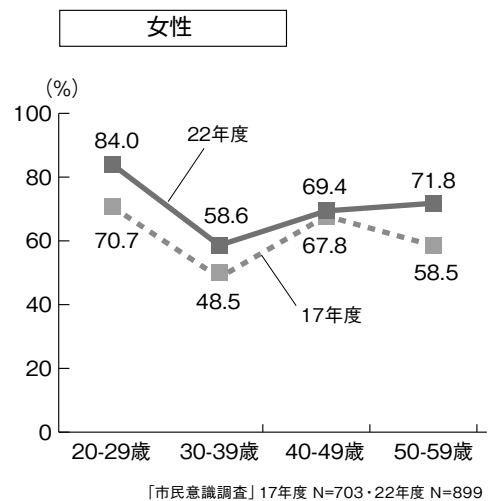
浦安市では、この5年間に女性の就業率が5割台から6割台に増加しました（図表6）。子育て期といわれる30代の女性の有職率も4割台から6割近くに増加し、現在無職であっても、その9割以上が就業を希望しています（図表7、8）。しかし現状では、「子どもが3歳になるまでは、母親は育児に専念すべき」という三歳児神話*を肯定する意識が男女共に高く（図表9）、女性は家庭生活を優先、男性は仕事を優先する割合が多くなっています。一方、仕事と家庭・地域・個人生活を両立させたいと希望する男性は女性より多く半数を超えています（図表10）。さらに、男性の育児参加への期待は男女共に9割台と高く（図表11）、現状と希望のギャップがあることがうかがえます。また、事業所のワーク・ライフ・バランス*の推進に関する取り組みを見ても3割にみえない現状です（図表12）。

こうした実態を踏まえて、男女が共に仕事と家庭の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

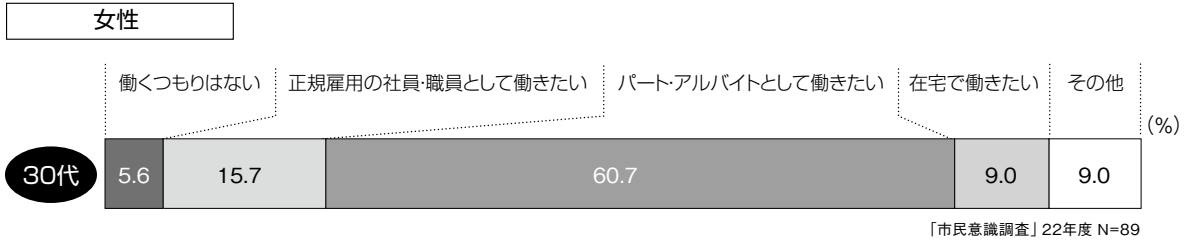
図表6 職業の有無



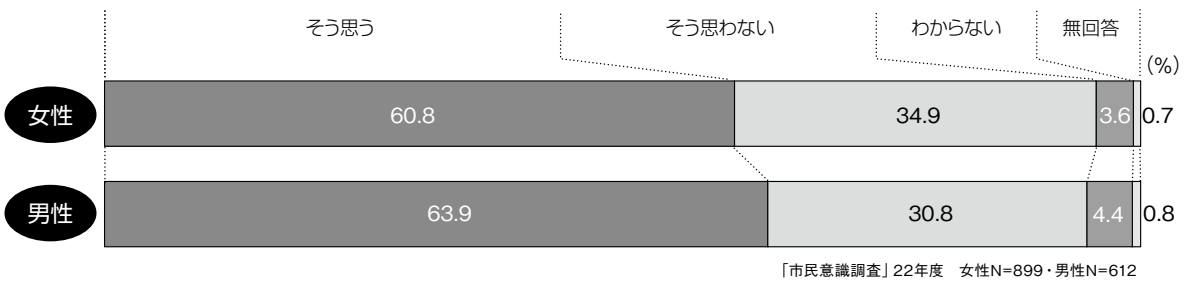
図表7 年代別有職率



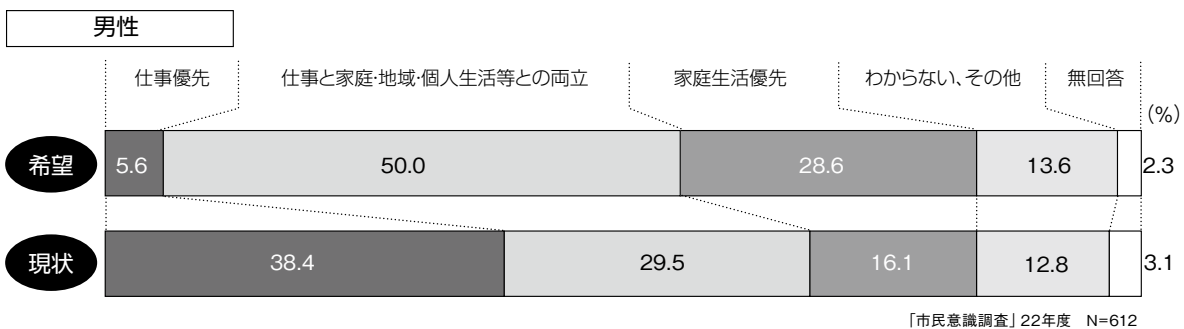
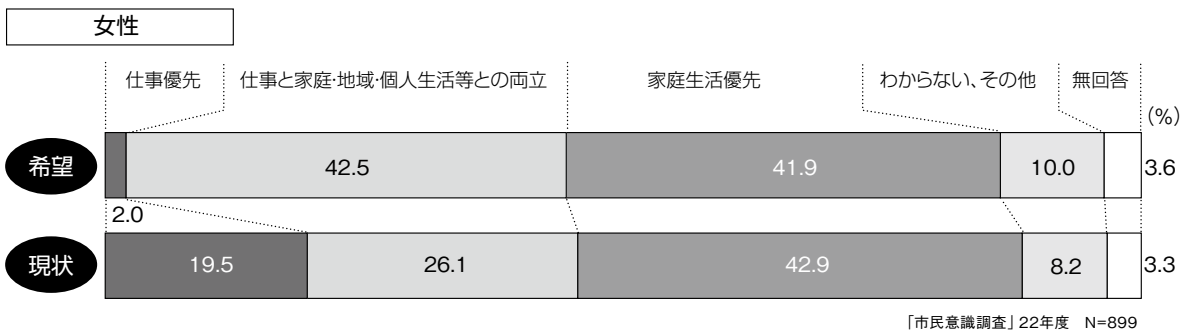
図表 8 就業意向（無職）



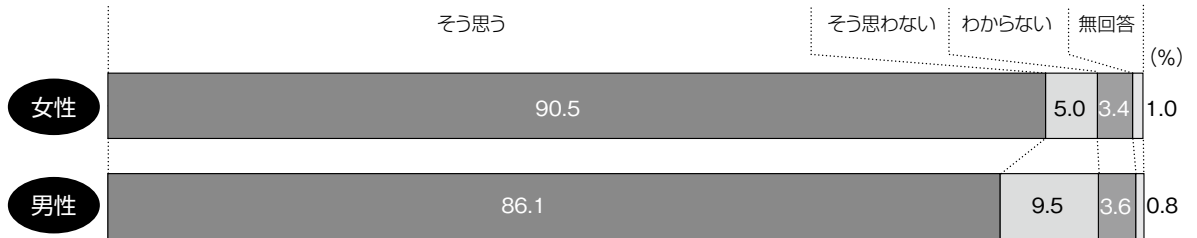
図表 9 三歳児神話（子どもが3歳になるまでは母親は育児に専念すべき）についての考え方



図表 10 仕事や家庭生活等の優先度

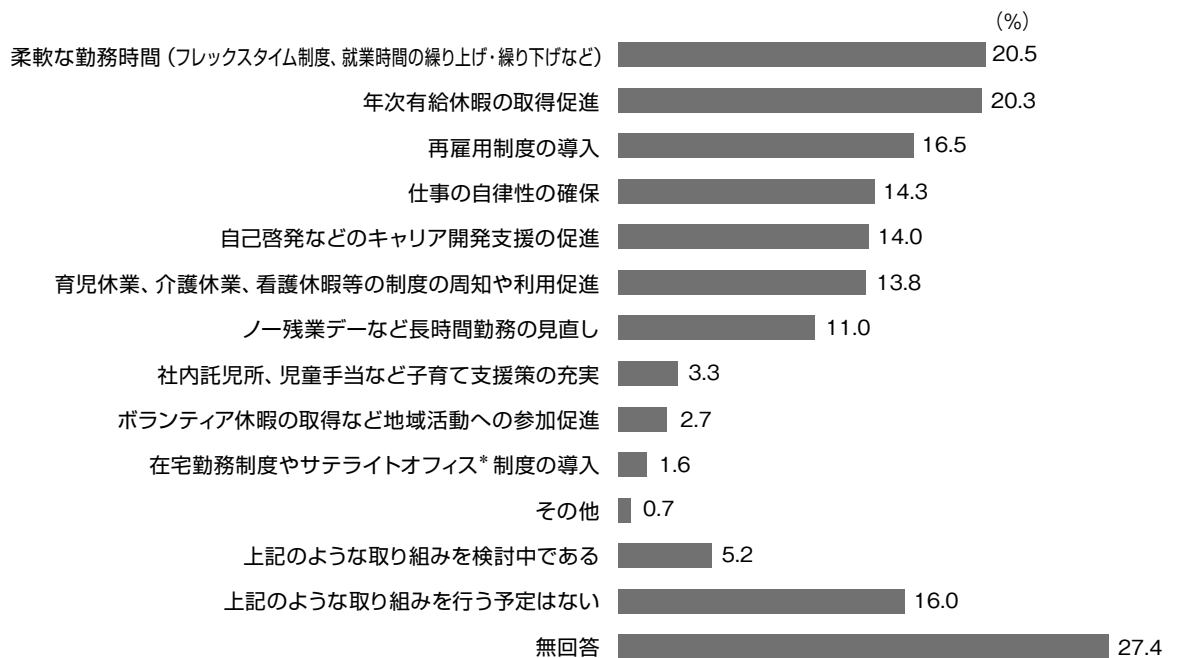


図表 11 男性の育児参加（男性はもっと育児に参加すべき）についての考え方



「市民意識調査」22年度 女性N=899・男性N=612

図表 12 市内事業所のワーク・ライフ・バランスに関する取り組み



非製造業「浦安市産業振興ビジョン策定に関するアンケート」20年度 N=892

■目標値

内容	現状値	目標値（期限）
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	34.7% (22年度) *市民意識調査「言葉も内容も知っている」の回答者	70% (28年度)
男性の家事・育児・介護に費やす時間	59分 ／1日 (22年度) *市民意識調査	2時間 ／1日 (28年度)
保育所の待機児童数	63人 (22年度)	0人 (28年度)
市役所の男性職員の育児休業取得	0% (22年度)	13% (28年度)

施策の方向

1

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します

市内事業所を対象として、次世代育成支援対策推進法*への理解や男性の育児・介護休業*取得の向上に向けた普及・啓発等に努めるとともに、市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

基本事業① 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 次世代育成法の普及・啓発	事業者が両立支援のための環境整備等行うことを定めた次世代育成法の普及に向け啓発を行います。	商工観光課	A
2. 男性の育児・介護休業取得率向上に向けた普及・啓発	市内事業所の男性の育児・介護休業取得率向上を目指し啓発を行います。	商工観光課	A

基本事業② 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 育児・介護休業制度等の周知徹底、超過勤務等の見直し	育児・介護休業制度、年次有給休暇制度の利用促進と超過勤務を見直します。	人事課	A
2. 男性の育児・介護休業取得率の向上に向けた普及・啓発	男性職員が育児・介護を担えるよう育児・介護休業制度取得率を向上させます。	人事課	A
3. 育児・介護休業取得率の公表	男女別の育児・介護休業取得率を公表します。	人事課	A

COLUMN-2

ワーク・ライフ・バランスは企業にもメリットが

「次世代育成支援対策推進法」をもとに、現在、国をあげて取り組みが進められているワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）。これまでの働き方を見直し、従業員が仕事と生活のバランスをとれるようサポートすることが、企業にもメリットをもたらすと言われています。

『企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット』（内閣府・2008年4月）によれば、仕事と家庭の両立支援策やフレックスタイム制度等を導入しワーク・ライフ・バランスを実践している企業では、「残業時間を2割削減できた」「月100時間以上の残業者数を8割削減できた」「企業のイメージアップにつながった」「従業員の定着度や仕事の満足度、意欲が増大した」「業務の見直しや若手の育成が進んだ」等、さまざまな効果が実感できたと報告されています。

就業継続に向け保育や子育てを支援します

男女が共に就業継続できるよう、産休明け保育や病後児保育等を行うとともに、市民との相互協力のもと、家庭や地域で担う子育て支援に力を入れます。

基本事業① 男女が共に就業継続できる育児支援の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 保育事業の充実	施設の整備、産休明け保育、延長保育、病後児保育、一時預かり、保育ママ事業を実施します。	保育幼稚園課	A
2. 幼稚園での育児支援の拡充	預かり保育の拡充を図ります。	保育幼稚園課	A
3. 児童育成クラブ事業の充実	児童育成クラブの充実を図ります。	青少年課	A

基本事業② 家庭・地域で担う子育て支援の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 地域での子育て支援	子育て家族支援者養成講座の開催、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	こども家庭課	A
2. 多様なニーズにあわせた子育て支援	保護者の病気、出産やレスパイト*が必要なとき等、こどもショートステイの実施、エンゼルヘルパーの派遣事業を実施します。	こども家庭課 こども家庭支援センター	A
3. 小学生の放課後居場所づくりの充実	小学校での放課後異年齢児交流促進事業*、青少年館での居場所づくり事業を実施します。	青少年課	A

施策の方向

3

職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します

再就職講座や就業に必要な法律や社会保険等に関する相談を充実させるとともに、子育て・介護に関する情報提供や講座を開催し、男女が対等なパートナーとして職場・家庭・地域に参画できるよう支援します。

基本事業① 女性の再就職支援・キャリアアップの促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 再就職・キャリアアップに関する講座の開催	子育て・介護等により就労を中断した人への再就職・キャリアアップに関する講座を開催します。	商工観光課 公民館 女性プラザ	A
2. 起業等多様な働き方の普及・啓発	就労の機会を広げるための啓発として、創業セミナーを実施します。	商工観光課	A

基本事業② 就業・職場環境・社会保険等に関する相談・情報提供の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 労働・社会保険相談の充実	職場での不平等の解消や社会保険への加入等、専門家による相談を実施します。	商工観光課	A
2. 労働に関する専門相談の周知	労働に関する相談機関の周知をします。	商工観光課	A
3. 労働に関する法律、制度の周知	パートや派遣等の労働に関する法律や育児・介護休業制度、社会保険制度の周知をします。	商工観光課	A
4. 介護保険制度の周知	介護をしながら就労継続ができるよう介護保険制度の周知をします。	介護保険課	A

基本事業③ 男女が共に家庭・地域での役割を担うための啓発の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 出産準備・乳幼児の育児に関する講座	夫婦で参加する育児に関する講座を開催します。	健康増進課	Ⓐ
2. 子育てに関する情報冊子の発行	市民との協働による子育てハンドブックを作成します。	こども家庭課	Ⓐ
3. 家事・育児・介護に関する講座	男性が家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。	公民館 女性プラザ	Ⓐ
4. 地域参画を推進するイベント等の開催	地域活動を支援、推進するためのイベント等を開催します。	協働推進課	Ⓐ

課題

3

あらゆる分野に参画する 機会の確保

国は「第3次男女共同参画基本計画」で、今後取り組むべき喫緊の課題として、ポジティブ・アクション*の推進（『2020年30%』）を目標として掲げています。浦安市では、審議会等や市議会議員に占める女性の割合は全国平均よりも高くなっていますが、小・中学校や市の管理職に占める女性の割合は低いのが実情です（図表13～16）。また、責任ある立場に就くことに対して、女性自身が消極的になっているという現実もあります（図表17）。

このような実態を踏まえて、女性のエンパワーメントに積極的に取り組むとともに、男女が共に政策・方針過程に参画できる仕組みづくりを促進します。

図表 13 審議会等に占める女性委員の割合

	2006 (平成18)年度	2007 (平成19)年度	2008 (平成20)年度	2009 (平成21)年度	2010 (平成22)年度
浦安市	36.6%	40.7%	40.7%	33.8%	36.0%
市町村(全国平均)	22.4%	21.9%	25.7%	23.3%	23.0%

〔浦安市〕・〔内閣府〕

図表 14 市議会に占める女性議員の割合

	2006 (平成18)年度	2007 (平成19)年度	2008 (平成20)年度	2009 (平成21)年度	2010 (平成22)年度
浦安市	23.8%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%
市町村(全国平均)	11.2%	12.3%	12.6%	12.9%	13.2%

〔浦安市〕・〔内閣府〕

図表 15 校長・教頭に占める女性の割合

	2006 (平成18)年度	2007 (平成19)年度	2008 (平成20)年度	2009 (平成21)年度	2010 (平成22)年度
小学校 校長	浦安市	11.8%	11.8%	11.8%	17.6%
	市町村(全国平均)	18.0%	17.9%	17.8%	18.0%
小学校 教頭	浦安市	17.6%	17.6%	29.4%	29.4%
	市町村(全国平均)	21.4%	21.2%	21.2%	21.1%

〔浦安市〕・〔内閣府〕

		2006 (平成 18) 年度	2007 (平成 19) 年度	2008 (平成 20) 年度	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度
中学校 校長	浦安市	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	12.5%
	市町村 (全国平均)	4.9%	4.8%	5.1%	5.1%	5.3%
中学校 教頭	浦安市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市町村 (全国平均)	7.9%	8.0%	7.2%	7.0%	7.4%

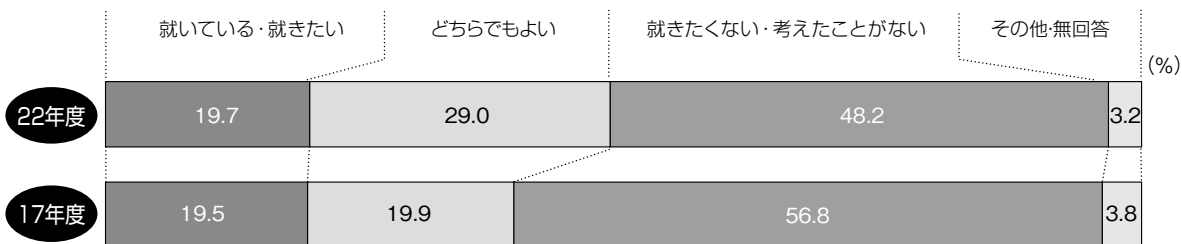
〔浦安市〕・〔内閣府〕

図表 16 市役所の管理職に占める女性の割合

		2006 (平成 18) 年度	2007 (平成 19) 年度	2008 (平成 20) 年度	2009 (平成 21) 年度	2010 (平成 22) 年度
浦安市		2.3%	2.3%	2.4%	2.5%	2.2%
市町村 (全国平均)		7.9%	8.6%	8.9%	9.3%	9.8%

〔浦安市〕・〔内閣府〕

図表 17 女性が責任ある立場に就くことについての考え方



〔市民意識調査〕17年度 N=703・22年度 N=899

COLUMN-3

GGI って何？

「GGI」をご存知ですか？「ジェンダーギャップ指数」または「男女平等指数」といい、世界経済フォーラムが毎年発表している数値です。男女の政治・経済への参画度や教育水準、出生率、寿命等をもとに、社会進出における男女平等の度合いを示しています。

では、日本の男女格差はどれくらいあるのでしょうか？実は残念なことに、日本の男女平等は世界でも下位にあります。135ヶ国を比較した2011年のGGIで、日本は第98位。94位だった2010年からも後退しており、OECD（経済協力開発機構）加盟国のなかで特に低いと評されました。具体的には、健康分野で世界1位であるものの、教育分野で80位、経済分野で100位、政治分野で101位となっています。女性の能力活用に課題があることが指摘されました。

■目標値

内容	現状値	目標値（期限）
「ポジティブ・アクション」という言葉の認知度	17.7% (22年度) * 市民意識調査「言葉も内容も知っている」の回答者	70% (28年度)
市役所女性管理職（課長級相当）職員の割合	2.2% (22年度)	30% (28年度)
中学校の教頭以上の女性の割合	12.5% (22年度) * 1人/8校中	30% (28年度)
女性のいない審議会の数	4 (23年3月)	0 (28年度)

COLUMN- 4

ポジティブ・アクションはなぜ必要？

日本の女性管理職の割合は10.6%。アメリカの42.7%、フィリピンの54.8%など、国際的に比較しても低く（「女性の政策方針決定参画状況調べ」内閣府・平成24年1月）、これまで政策や意思決定の場への女性の登用が進んでいませんでした。さまざまな場面で男女の機会均等を確保し、実質的な平等を図るために導入されたのが、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）です。

例えば「課長職以上の管理職の大半は男性である」といった場合、企業はそういった不均衡をなくし平等な機会や待遇を実現するために、具体的な取り組みを行わなければなりません。実際にポジティブ・アクションを進めてきた企業では、能力が活かされることで女性の働く意欲が高まった、ほかの従業員への刺激となり企業の生産性が高まった、また、多様な人材の活用が図られ新しい価値観が生まれるようになった、といったさまざまなメリットが認められています。

施策の方向

1

政策・方針決定過程への女性の参画を促進します

市役所や教育現場、市内事業所においてポジティブ・アクションの普及・啓発・導入に努めるとともに、管理職への女性の登用促進、研修等への参加機会の均等を図ります。

基本事業① 事業所における女性管理職登用の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. ポジティブ・アクションの普及・啓発	市内事業所に向けて、ポジティブ・アクションの普及に向け啓発を行います。	商工観光課	A

基本事業② 市役所における男女共同参画の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 女性管理職登用率の把握・公表	管理職に占める女性の割合を把握・公表します。	人事課	A
2. 性別によるかたよりのない職場環境の整備	職務分担のかたよりの是正、研修参加機会の均等、旧姓使用制度の周知等、職場環境の整備に努めます。	人事課	A

基本事業③ 教育現場における男女共同参画の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 管理職、主任等の性別によるかたよりの是正	校長、教頭や主任等の性別のかたよりを是正します。	学務課	A

施策の方向

2

地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します

地域活動団体等の役員の男女構成比を把握・公表するとともに、市民参加によるフォーラムの開催等、男女共同参画社会の実現に向けた地域の活動を支援します。

基本事業① 地域活動における男女共同参画の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 地域活動における性別のかたよりの改善	市民活動団体における代表・会員等の男女構成比の把握・公表をします。	協働推進課	A
2. 市民活動団体に関する情報の収集・提供	男女共に市民活動への参加を促すため、市民活動センターを拠点として、情報の収集・提供をします。	協働推進課	A
3. 自治会活動への参加促進	男女共に地域へ参画するため、自治会への加入を促進します。	地域ネットワーク課	A

基本事業② 男女共同参画の視点に基づく地域の取り組みへの支援

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 市民参加による男女共同参画フォーラムの開催	市民と協働で男女共同参画フォーラムを開催します。	女性プラザ	A
2. ネットワークづくりの促進	男女共同参画に関わる団体のネットワークづくりを支援します。	女性プラザ	A

施策の方向

3

審議会等における委員構成の男女比の適正化を図ります

審議会等における委員の男女構成比の適正化と公募による委員登用の拡大を図ります。

基本事業① 審議会等における委員構成の男女比の適正化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 委員の男女構成比の適正化	審議会等への女性の参画を促し、男女比の適正化を図ります。	協働推進課	A
2. 公募による委員登用の拡大	審議会等への市民参加を促し、公募委員の登用を拡大します。	協働推進課	A

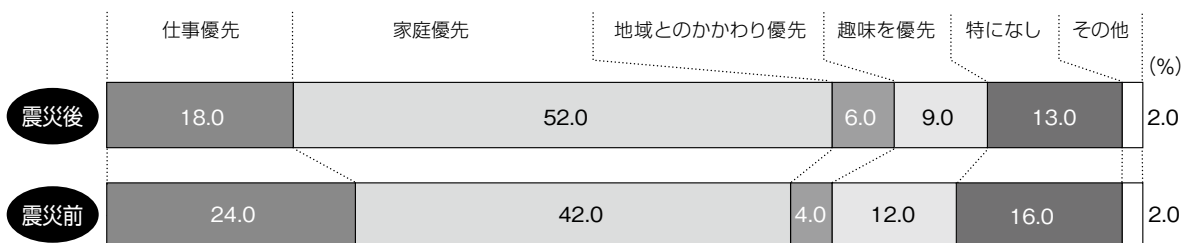
防災における 男女共同参画の推進

浦安市は、2011（平成23）年3月11日に起きた東日本大震災により被災しました。その復旧・復興の過程で、男性は仕事に多くの時間を割かれ、女性は保育園の被災等で子どもの預け先がなくなり仕事に行くことができなくなる等、性別役割分業の意識が強く現れたと言えます。また、日常生活で優先している事柄についてたずねたところ、震災後には「家庭優先」や「地域とのかかわり優先」が増加（図表18）し、さらに「近所の人との交流が盛んになった」「自治会の活動に参加するようになった」等、地域のつながりも重視していることがうかがえます（図表19）。これは、家庭や地域ぐるみでの防災を考える契機ととらえることができます。

災害発生時での情報については、高齢者や障がい者へ十分に行き届かなかったことが、浦安市男女共同参画推進会議で指摘されました。また、在住外国人についても情報の入手先として、市のホームページや防災無線はほとんど使われませんでした（図表20）。

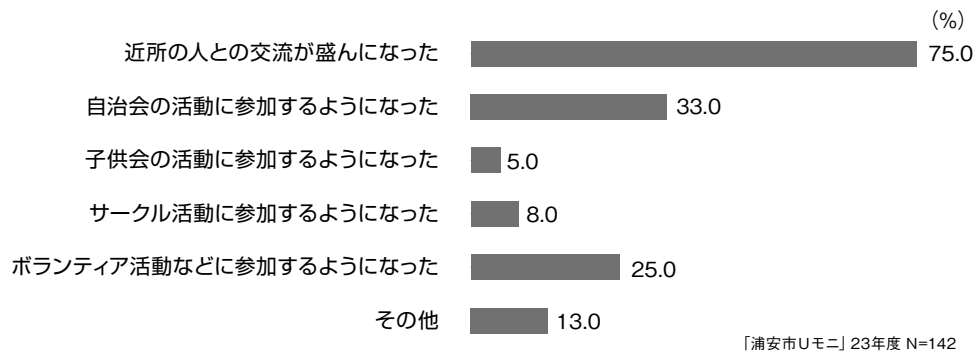
このような状況に鑑み、男女共同参画の視点を踏まえ、あらゆる人に配慮した防災体制を確立します。

図表18 日常生活で優先している事柄について、震災前と後の変化

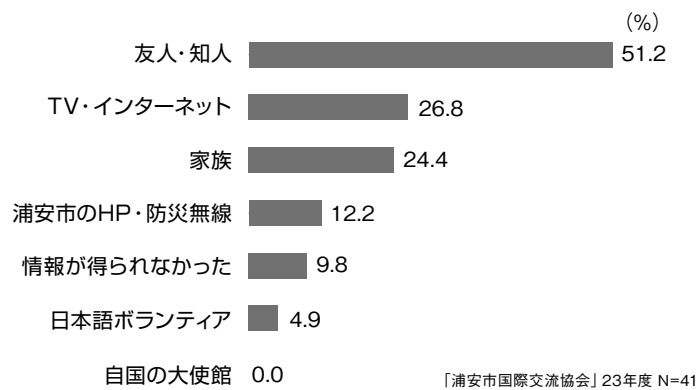


〔浦安市Uモニ*〕23年度 N=361

図表 19 地域とのつながりで、震災後に変わったこと



図表 20 東日本大震災時 浦安在住外国人のライフラインに関する情報の入手先



COLUMN- 5

なぜ、防災に男女共同参画の視点？

日本では、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等、これまでの度重なる被災経験を通じて、防災・災害復興の場における女性の参画が不十分であることが指摘されてきました。

そして2011年3月11日の東日本大震災で、その課題が改めて浮き彫りになりました。例えば、避難所における更衣室やトイレ、授乳室の設置を考えたとき、女性や子どもたちが安全に使うためには、男女別になっているか、夜間の照明は完備しているか等の配慮が必要とされたのです。このような点からも、これから策定する防災・復興計画等には、女性が策定段階から参画し、意思決定の場において、さまざまな視点に立った意見を取り入れていくことが重要です。

■目標値

内容	現状値	目標値（期限）
女性消防団員の割合	12.7% (22年度)	20% (28年度)

施策の方向

1

男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します

東日本大震災による被災体験に基づく啓発事業を推進するとともに、災害発生時における女性プラザ運用ガイドラインの策定や関連部署、地域団体等との連携の強化を図ります。

基本事業① 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 災害発生時における女性プラザ運用ガイドラインの策定	災害発生等緊急時における女性プラザ運用ガイドラインを策定します。	女性プラザ	B
2. 防災対策に向けた関連部署との連携	災害発生時女性プラザ運用ガイドラインの策定、運用等にあたり、関連部署との連携を図ります。	女性プラザ	A
3. 地域防災計画の策定	男女共同参画の視点を踏まえ、あらゆる人に配慮した地域防災計画を策定します。	防災課	B
4. 自主防災組織への支援の拡充	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。	防災課	A
5. 女性消防団員参画の推進	地域で活動する消防団員への女性の参画を推進します。	消防本部 総務課	A

基本事業② 男女が共に防災に参画するための啓発の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 東日本大震災等に基づく講座の開催	自治会等に向け、東日本大震災等の被災体験に基づく講座を開催します。	防災課	Ⓑ
2. 防災についての職員研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえた防災体制強化のため、職員研修を実施します。	防災課	Ⓐ

施策の方向

2

あらゆる人に配慮した防災体制を確立します

子ども、高齢者、障がい者、外国人等、あらゆる立場・環境にいる市民へのきめ細やかな広報活動を行うとともに、支援が必要な高齢者、障がい者の把握に努めます。

基本事業① あらゆる人に配慮した防災体制の整備

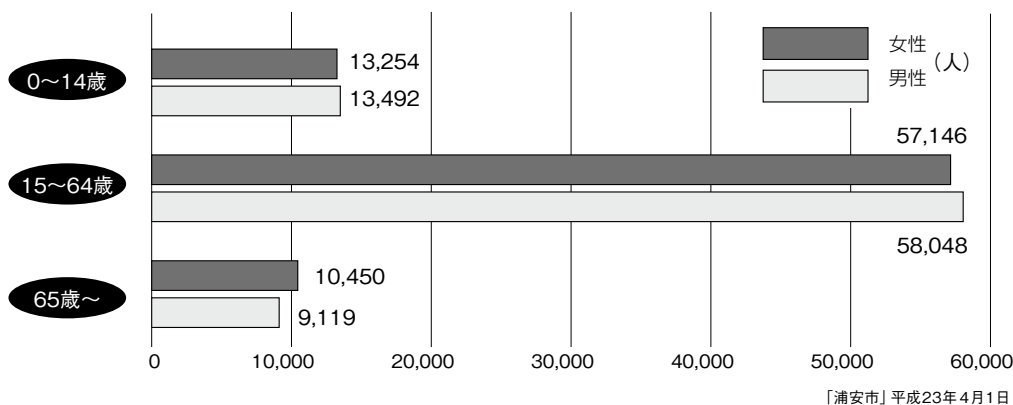
具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. きめ細やかな広報活動の推進	防災情報や災害発生等緊急時における情報発信について、誰もが情報を受け取れるよう、きめ細やかな広報活動を推進します。	広聴広報課	Ⓐ
2. 外国人への情報提供の充実	防災情報や災害発生等緊急時における情報発信や相談窓口の設置について、外国人への対応の充実を図ります。	地域ネットワーク課	Ⓐ
3. 支援が必要な高齢者・障がい者の把握	災害発生等緊急時において、支援が必要な人を把握します。	高齢者支援課 障がい福祉課	Ⓐ

男女が共に安心して暮らせる 環境の整備

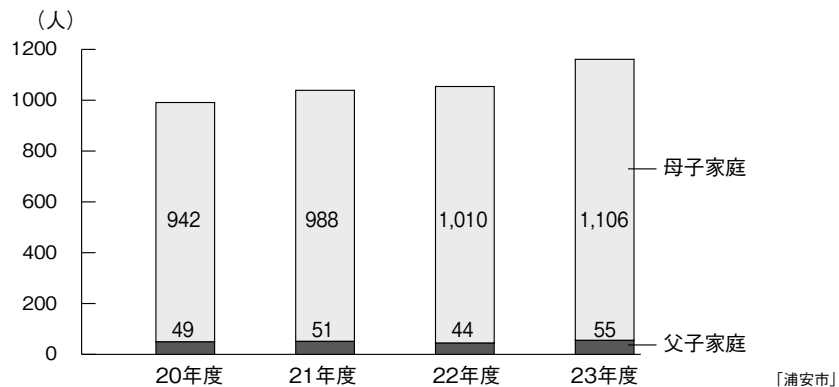
女性・男性が抱える課題は、年齢や立場、生活環境等によって異なります。例えば、かねてより高齢者問題は女性問題でもあると言われてきました。65歳以上の高齢者人口は男性よりも女性のほうが多く、経済問題や住宅問題を抱えている女性も多いからです。浦安市の人口も65歳を過ぎると女性のほうが多くなります（図表21）。ひとり親家庭も父子家庭より母子家庭のほうが圧倒的に多くなっています（図表22）。また、浦安市女性プラザが実施している「女性のための相談」には、日本人男性と結婚した外国人女性が相談に訪れることもあります。

そのため、真の男女共同参画社会を実現させるには、年齢や立場、生活環境等により異なる課題を包括的に解決することが必要です。国の「第3次男女共同参画基本計画」でも、経済情勢に対応した取り組みの必要性が掲げられています。これを踏まえ、浦安市でも、高齢者や障がい者、ひとり親家庭、在住・在勤外国人、若者等、すべての男女が共に安心して暮らせるよう環境の整備に努めます。

図表 21 浦安市年齢階級別人口



図表 22 母子家庭と父子家庭の世帯数



施策の方向

1

在住・在勤外国人が安心できる環境を整備します

在住・在勤外国人のための生活情報の提供を充実させるとともに、国際交流事業をととして多文化共生への理解の促進に努めます。

基本事業① 外国人のための生活情報の提供

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 外国語による情報発信の推進	広報やホームページ等、外国語での情報を発信します。	広聴広報課	A
2. 外国人相談窓口の充実	外国語で対応できる相談を実施し、女性の相談に関しては、「女性のための相談」と連携を図ります。	地域ネットワーク課	A

基本事業② 多文化への理解を深めるための事業の実施

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 国際交流の推進	国際交流センターを拠点として、国際交流を推進します。	地域ネットワーク課	A
2. 国際社会理解講座の開催	多文化への理解を深めるための講座を開催します。	地域ネットワーク課 公民館 市民大学	A

施策の方向

2

若者の社会参画と自立を支援します

就業が困難な若年層を支援する取り組みを行うために、調査の実施等、実態把握について検討します。

基本事業① 若者へのキャリア形成の支援

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 若年層の実態調査等の検討	アンケート調査等、実態把握について検討します。	商工観光課	C

施策の方向

3

ひとり親家庭の社会参画と生活を支援します

住宅手当等の事業を継続するとともに、特に母子家庭を対象とした就業支援事業の充実に取り組み、ひとり親家庭が自立できるよう支援します。

基本事業① 自立のための生活支援の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. ひとり親家庭への助成	生活支援のための助成を行います。	こども家庭課	A
2. ひとり親家庭への相談の実施	専門家によるひとり親家庭への相談を実施します。	こども家庭支援センター	A

基本事業② 社会参画のための就労支援の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. ひとり親家庭の保護者への就労支援	職業訓練情報の提供をし、就業支援講座を開催します。	こども家庭支援センター	A

施策の方向

4

高齢者や障がい者の社会参画と生活を支援します

高齢者、障がい者を対象とした相談事業や就労支援等をとおして、高齢者や障がい者の社会参画や自立を支援します。

基本事業① 高齢者支援事業の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 高齢者への就労支援	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。	高齢者支援課	A
2. 高齢者に関わる相談の実施	介護保険制度の利用に関して、専門家による相談を実施します。	猫実地域包括支援センター	A

基本事業② 障がい者支援事業の推進

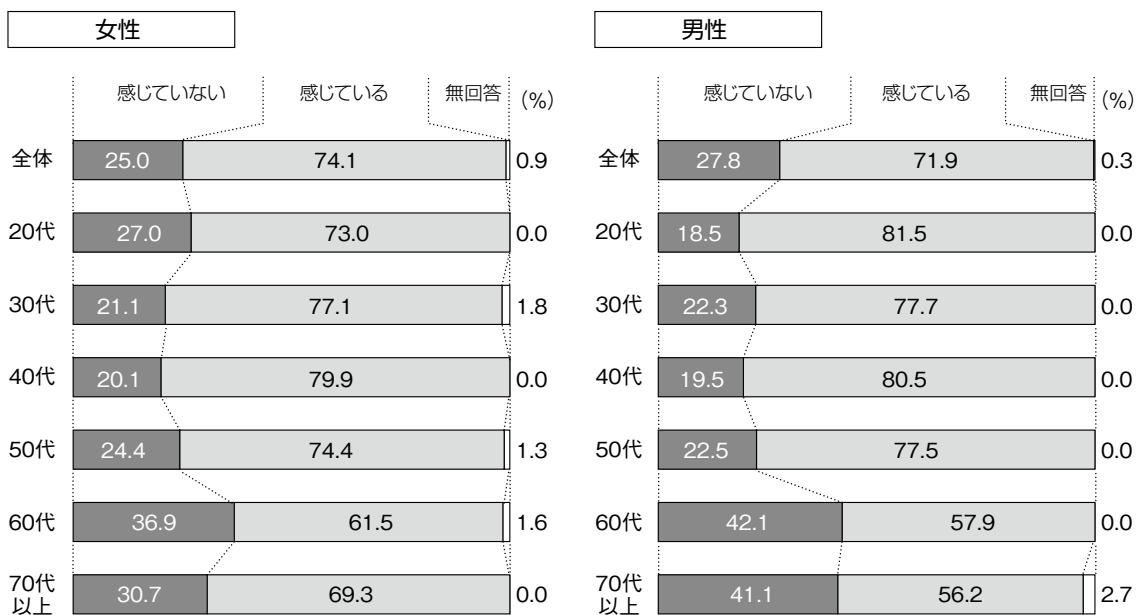
具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 障がい者への就労支援	ワークステーション等を中心に障がい者の就労の場を確保し提供します。	障がい福祉課	A
2. 障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。	保育幼稚園課 指導課	A

性への理解と生涯を通じた健康の支援

日常の暮らしの中でストレスを感じる割合は男女共に高くなっています。男性は職業の有無でストレスを感じる割合に差がありますが、女性は職業の有無や年代に関わらず、ストレスを抱えていることがうかがえます（図表 23、24）。また、女性の3人に1人は健康診断を受けていないという実態も浮き彫りになりました（図表 25）。

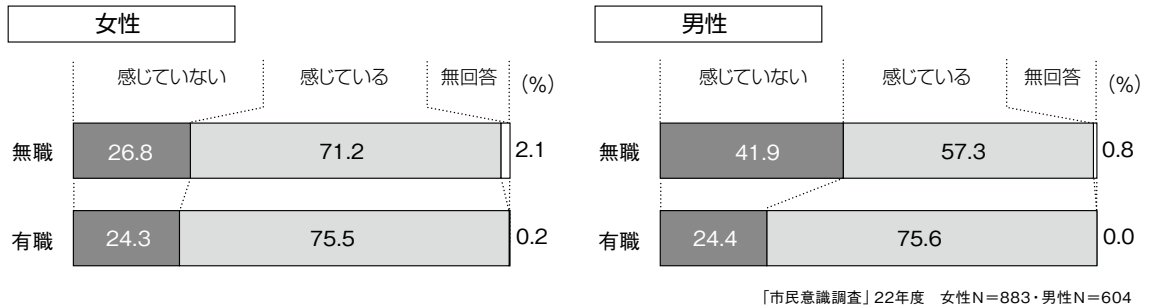
生涯にわたって、心身共に健康で安全な暮らしを営むには、男女によって異なる身体的な健康上の問題や妊娠・出産に対して、互いに理解することが必要です。また、自ら積極的に健康づくりに取り組む意識の醸成等も不可欠です。男女が共に健やかに暮らせるよう、互いの性を尊重する意識啓発や健康づくり等の支援に努めます。

図表 23 ストレスの感じ方（年代別）

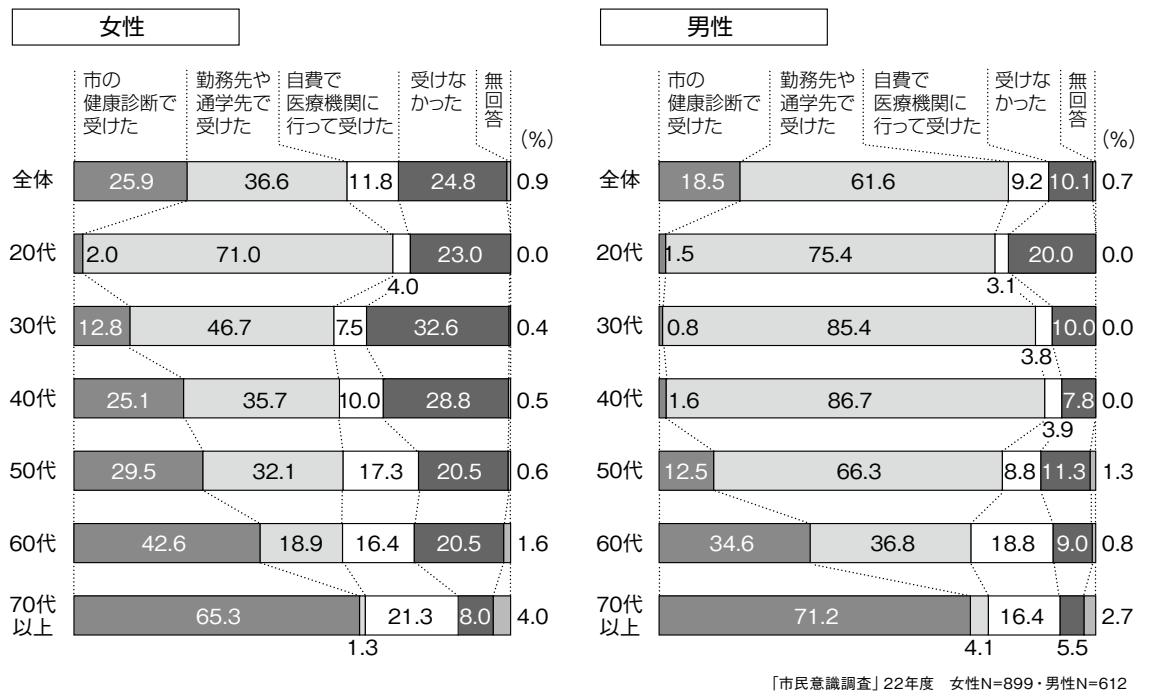


「市民意識調査」22年度 女性N=899・男性N=612

図表 24 ストレスの感じ方（職業有無別）



図表 25 健康診断の受診率



■目標値

内容	現状値	目標値（期限）
子宮がん検診受診率	38.9% (22年度)	50% (28年度)
乳がん検診受診率	16.6% (22年度)	50% (28年度)

施策の方向

1

互いの性を尊重する意識づくりに取り組みます

互いの性への理解を深めるため、性差医療*の普及やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の普及・啓発に努めるとともに、多様な性への理解を促進します。

基本事業① 互いの性への理解促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 性差医療の普及・啓発	女性外来等性差医療の普及に向け啓発を行います。	女性プラザ	A
2. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	性の自己決定等リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及に向け啓発を行います。	女性プラザ	A

基本事業② 多様な性への理解促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 性的少数者への理解促進	性同一性障がい等性的少数者への理解を促進する情報提供等を行います。	女性プラザ	A

施策の方向

2

生涯にわたる健康づくりを支援します

女性の健康診断受診率の向上を図るとともに、妊婦や乳幼児の保護に関する取り組み、ライフステージを踏まえた健康づくりの支援を積極的に推進します。

基本事業① 女性の健康づくりへの支援

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 健康診断受診等の促進	女性の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	健康増進課	A
2. 女性特有がん検診受診の促進	乳がん、子宮がんに関する周知、検診受診の促進をします。	健康増進課	A

基本事業② 妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みの充実

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 妊娠・出産に関わる相談の実施	専門家による妊娠・出産に関わる相談を実施します。	健康増進課	A
2. 妊婦への健康講座の開催	妊婦の健康に関わる講座を開催します。	健康増進課	A
3. 新生児・妊婦訪問の実施	専門家による新生児・妊婦訪問を実施します。	健康増進課	A
4. 育児に関わる相談の実施	専門家による育児に関わる相談を実施します。	健康増進課	A

基本事業③ ライフステージを踏まえた健康づくりの支援

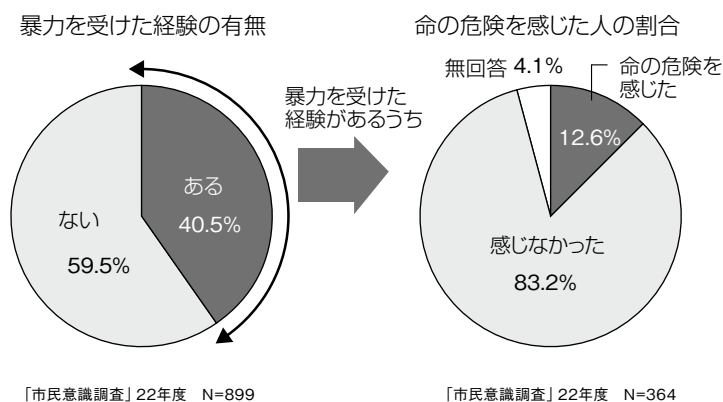
具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 更年期に関する啓発活動の実施	更年期に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。	健康増進課	A
2. メンタルヘルスサポートの推進	うつ病予防等、メンタルヘルスに関する事業を推進します。	健康増進課	A
3. 男性のための相談の検討	男性のための相談窓口の設置を検討します。	健康増進課 女性プラザ	C

人権の擁護・救済のための 取り組みの強化

浦安市では、女性の約4割がドメスティック・バイオレンス*（以下DV）を経験し、そのうちの12.6%が「命の危険を感じたことがある」という市民意識調査の結果が出ました（図表26）。また、DVに対する認識は必ずしも高いとは言えません（図表27）。「第2次プラン」では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）*」に基づき、DV関連施策に関する基本計画として位置づけ、女性への暴力の根絶に向けた取り組みを強化します。また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止、子どもや高齢者、障がい者への虐待の防止について積極的に取り組みます。

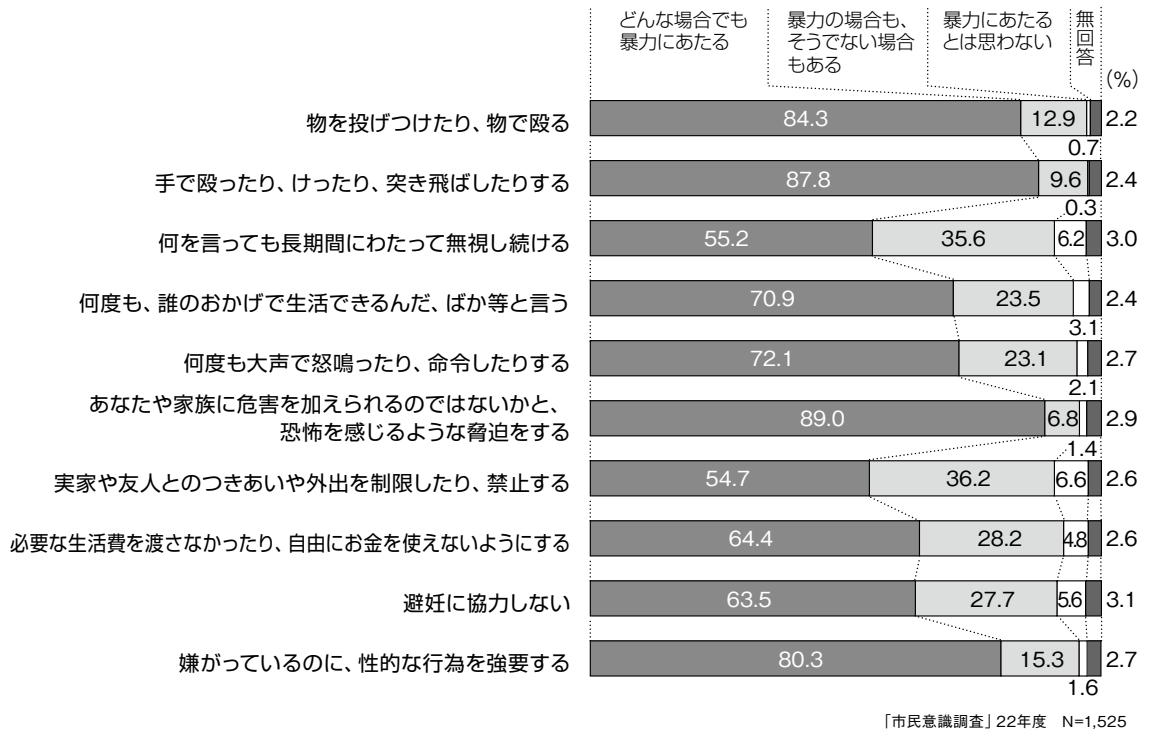
女性の性的表現についても、「女性に対する人権侵害にあたる」という考えの人が13.9%と低くなっています（図表28）。女性の人権を尊重することへの理解を深めていく対策が求められます。

図表 26 DVを受けた経験の有無

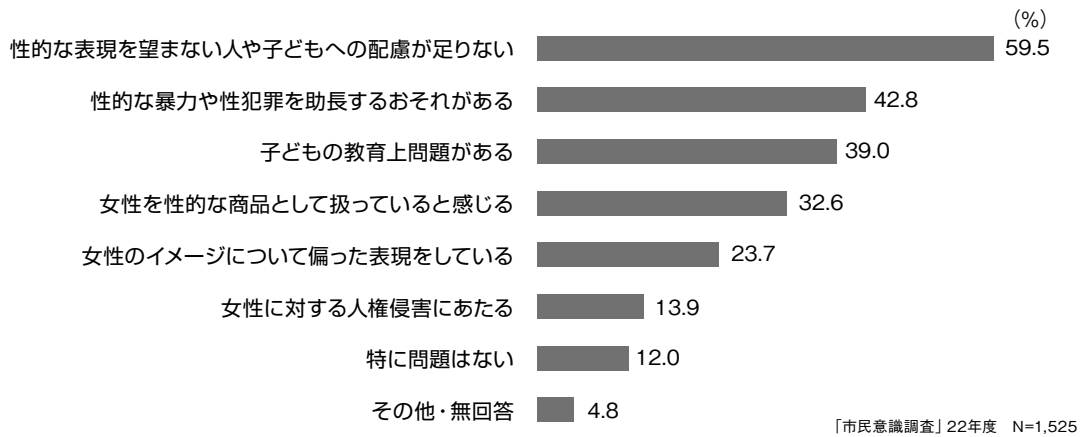


身体的暴力	物を投げつける、殴る、けるなど、身体的に危害を及ぼす行為をされたこと
精神的暴力	無視し続ける、大声で怒鳴る、「誰のおかげで…」など心理的脅迫に及ぶ行為をされたこと
社会的暴力	実家や友人とのつきあいや外出を制限したり、禁止するなど社会的行動を制限されたこと
経済的暴力	生活費を渡さないなど経済的に圧迫する行為をされたこと
性的暴力	避妊に協力しなかったり、性的な行為を強要されたこと

図表 27 DVに対する認識



図表 28 テレビや新聞、広告等のメディアにおける性的表現についての考え方



■目標値

内容	現状値	目標値 (期限)
女性プラザで行う相談事業の認知度	75% (22年度) * 市民意識調査「名前も内容も知っている」の回答者	70% (28年度)

施策の方向

1

女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します

広報活動や研修事業をとおしてDVやデートDV*に対する認識を深めるとともに、DV被害者への救済体制を強化・拡充します。

基本事業① DVに対する正しい理解の促進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. DVに対する啓発の実施	DVに対する正しい理解の促進、相談の周知等の啓発に関する冊子等を作成し周知します。	女性プラザ	A
2. 2次被害防止等に関する職員、支援者向け研修の実施	DV被害者の対応等に関して、職員、支援者向け研修を実施します。	女性プラザ	A
3. 加害者更生に関する情報の収集・提供	加害者更生に関する情報の収集・提供をします。	女性プラザ	A
4. デートDVに対する啓発の実施	中・高校生向けのデートDVに対する正しい理解の促進を目指す冊子等を作成し啓発します。	女性プラザ	A
5. デートDVの防止に関する教職員向け研修の実施	デートDVの防止に関する教職員向け研修を実施します。	指導課	A
6. デートDVの防止に関する保護者向け講座の開催	デートDVの防止に関する保護者向け講座を開催します。	指導課	A

基本事業② 女性のための相談体制の強化・拡充

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 相談・カウンセリング機能の強化・拡充	専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	女性プラザ	Ⓐ
2. 母子・婦人相談の実施	専門家による「母子・婦人相談」を実施します。	こども家庭支援センター	Ⓐ
3. 相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	こども家庭支援センター 女性プラザ	Ⓐ
4. グループ相談の充実	DV被害者の自助のため、グループ相談の充実を図ります。	女性プラザ	Ⓐ

基本事業③ DV被害者に対する救済体制の強化・拡充

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 緊急避難時における支援	緊急避難時の手続等を支援します。	女性プラザ	Ⓐ
2. 緊急避難時における助成	緊急避難時の交通費・一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等を助成します。	女性プラザ	Ⓐ
3. 住民基本台帳の閲覧等の制限	避難等をしている場合、住民基本台帳の閲覧等の制限をかけます。	市民課	Ⓐ
4. 関連機関との連携強化	DVの防止、被害者救済に関して、関係機関との連携を強化します。	女性プラザ	Ⓐ

基本事業④ DV被害者に対する自立支援の強化・拡充

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. DV被害の支援者（アドボゲーター）への助成	同行支援等を行うDV被害の支援者（アドボゲーター）への助成をします。	女性プラザ	Ⓐ
2. 民間ステップハウス入所時における助成	民間ステップハウス入所時における相談料を助成します。	女性プラザ	Ⓐ
3. 民間ステップハウスへの支援	民間ステップハウスの運営を支援します。	女性プラザ	Ⓐ
4. 生活保護に関する相談・支援	生活保護を受けるための相談・支援をします。	社会福祉課	Ⓐ
5. 市営住宅に関する相談・支援	市営住宅入居のための相談・支援をします。	住宅課	Ⓐ

施策の方向

2

セクシュアル・ハラスメント／パワー・ハラスメントの防止対策を強化します

広報活動や研修の実施、相談機能の拡充等をとおして、市内事業所や市役所、教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント／パワー・ハラスメントの防止に取り組みます。

基本事業① 事業所におけるセクハラ／パワハラ防止対策の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 事業所へのセクハラ／パワハラ防止対策の推進	市内事業所に向けて、セクハラ／パワハラ防止対策についての啓発冊子等の配布や講演会等を開催します。	商工観光課	A

基本事業② 市役所におけるセクハラ／パワハラ防止対策の強化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 市職員のための相談の実施	職員の中から「セクシュアル・ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。	人事課	A
2. セクハラ／パワハラ防止のための職員研修の実施	セクハラ／パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。	人事課	A

基本事業③ 教育の場におけるセクハラ／パワハラ防止対策の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 教職員のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、相談を実施します。	学務課	A
2. 児童・生徒のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施します。	学務課	A
3. セクハラ／パワハラ防止のための教職員研修の実施	セクハラ／パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。	学務課	A

施策の方向

3

子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取り組みを強化します

虐待の防止に向けた広報・啓発活動を促進するとともに、相談・救済体制を整備します。

基本事業① 虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 虐待の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待の通報窓口を設置し、実態を把握します。	こども家庭支援センター 障がい福祉課 猫実地域包括支援センター	A
2. 虐待防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」の周知を行います。	こども家庭支援センター こども家庭課 障がい福祉課 猫実地域包括支援センター	A

基本事業② 虐待防止に向けた相談・救済体制の整備

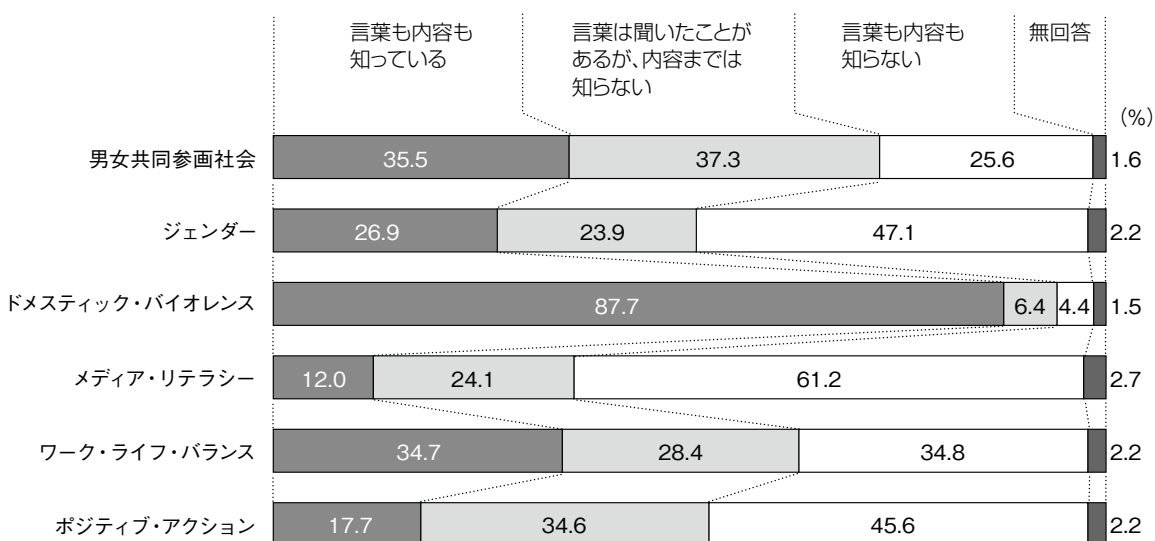
具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	問題解決のため、担当課、関係機関との連携を進めます。	女性プラザ	A

推進体制の強化

男女共同参画社会に関する言葉の認知度について「言葉も内容も知っている」という人は、ドメスティック・バイオレンス以外で1～3割台と低くなっています。また、浦安市が実施している事業については1割未満とさらに低くなっています（図表30）。市が推進すべき施策として「情報提供の充実」がトップに上がっており、男女共同参画に関する情報が十分に伝わっていないことがわかります（図表29～31）。

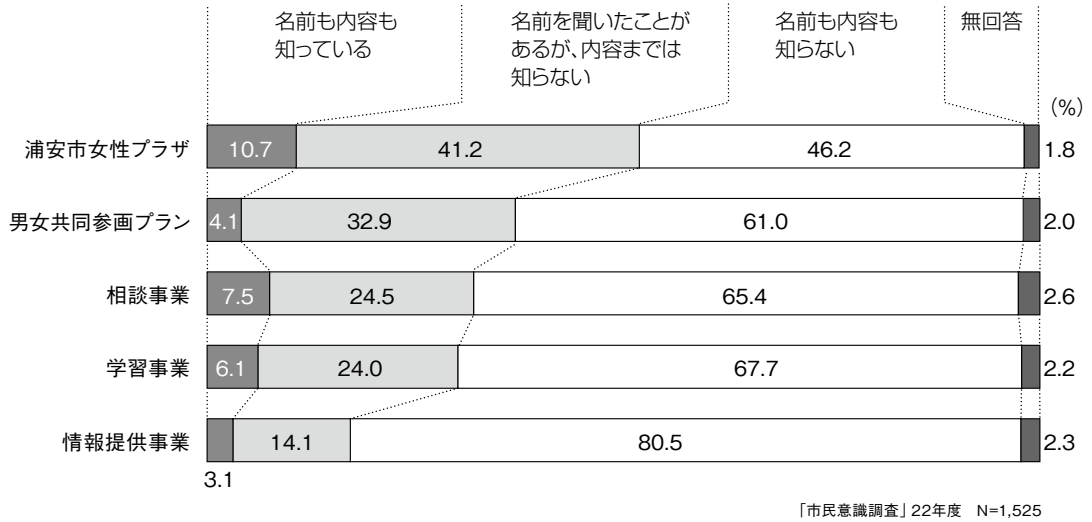
男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、教育、労働、福祉、医療等、非常に広範囲な領域にわたっています。そのため、各領域を横断的にとらえて推進する体制の整備・強化が不可欠です。男女共同参画社会の実現を加速させるため、プランの進行管理を強化し、市役所が男女共同参画のモデルとなるよう努めます。

図表 29 男女共同参画に関する言葉の認知度

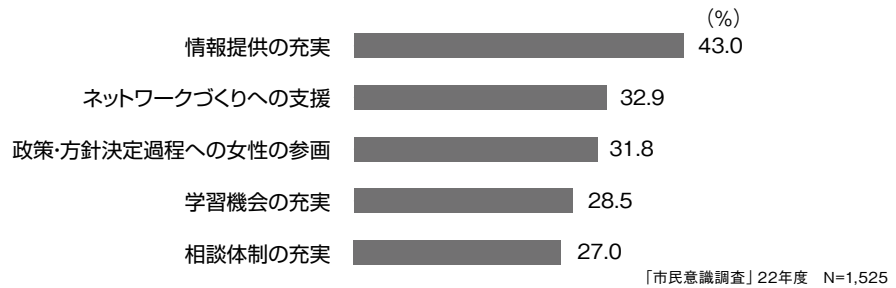


「市民意識調査」22年度 N=1,525

図表 30 男女共同参画に関する事業の認知度



図表 31 男女共同参画社会実現に向けて市が推進すべき施策上位5位



■目標値

内容	現状値	目標値 (期限)
女性プラザの認知度	<p>10.7% (22年度)</p> <p>* 市民意識調査「名前も内容も知っている」の回答者</p>	<p>70% (28年度)</p>

施策の方向

1

男女共同参画社会の実現に向け推進体制を強化します

浦安市では、広く市民の意見を施策に反映させるため市民参加による「浦安市男女共同参画推進会議」、市役所の横断的組織として「浦安市男女共同参画庁内推進会議」を設置しています。それらの仕組みを有効に活用するとともに、女性プラザの機能の拡充を図ります。

基本事業① 男女共同参画推進会議の充実

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 男女共同参画推進会議の設置・開催	学識経験者、団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を設置し、事業調査の報告や諮問、答申等を行います。	女性プラザ	A

基本事業② 庁内推進体制の強化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 男女共同参画庁内推進会議の設置・開催	各部の次長で構成される男女共同参画庁内推進会議を設置し、事業調査の報告、課題についての検討等を行います。	女性プラザ	A
2. 市職員による委員会活動	市職員による男女共同参画推進委員会を設置し、男女共同参画を推進します。	女性プラザ	B

基本事業③ 女性プラザ機能の拡充

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 先進事例の調査・研究	男女共同参画推進に関する先進事例の調査・研究をします。	女性プラザ	A
2. 女性プラザ機能の強化	男女共同参画を推進する拠点として、相談・情報提供・ネットワークづくり等の機能を強化します。	女性プラザ	A

施策の方向

2

男女共同参画に関する調査・研究を行います

市民および職員の意識や実態を継続的に把握するとともに、市内事業所の男女共同参画に関する実態の把握、国内外や千葉県、市のジェンダー統計の収集・提供等をとおして、男女共同参画に関する施策に反映させるよう努めます。

基本事業① 男女共同参画に関する意識実態調査の実施・公表

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. 市民を対象とした調査の実施・公表	市民を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	女性プラザ	Ⓒ
2. 職員を対象とした調査の実施・公表	職員を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	女性プラザ	Ⓒ
3. 市内事業所を対象とした調査の実施・公表	市内事業所を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	女性プラザ	Ⓒ

基本事業② ジェンダー統計の収集・提供

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
1. ジェンダー統計の収集・提供	市内、国内外のジェンダー統計を収集し提供します。	女性プラザ	Ⓐ

基本事業③ 男女共同参画条例の調査・研究

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
2. 男女共同参画条例の調査・研究	男女共同参画条例に関する先進事例の調査・研究をします。	女性プラザ	Ⓐ

施策の方向

3

課題解決に向け計画の進行管理を強化します

毎年度、プランに掲げる事業の実施状況を調査し、その結果を広く公表するとともに、男女共同参画推進会議、男女共同参画庁内推進会議に諮問し、課題解決に努めます。

基本事業① 計画の進行管理の強化

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施区分
① 計画の進行管理	事業調査を実施し、公表します。また、男女共同参画推進会議、男女共同参画庁内推進会議への報告をします。	女性プラザ	A

言葉の解説

■性別役割分業

「男は仕事、女は家事・育児・介護」というように、性別で分けられ固定化された役割のこと。「女性像」「男性像」という社会通念に付随した行動様式や態度であり、ジェンダー（社会的性別）の1つとされる。

■新性別役割分業

「男は仕事、女は仕事・家事・育児・介護」というように、女性が仕事をするには肯定的だが、家庭内のことも女性が行うべきという考え方。

■ジェンダー（社会的性別）

生まれつき持っている生物学的性別（セックス）に対し、社会によって作りあげられた「女性像」「男性像」のこと。ジェンダー自体は国際的に広く用いられている概念で、この言葉自体によい・悪いという価値は含まれていない。

■メディア・リテラシー

メディア（テレビ・インターネット・ラジオ・ポスター等）の情報を精査し読み解き、活用する能力。また、自らも情報を発信できる能力。インターネットの普及により、情報収集や発信が簡単になった分、「ジェンダー」や「人権」に対する意識が問われるようになってきた。

■エンパワーメント

本来持っている能力を高め、社会のあらゆる分野でさまざまなレベルの意思決定過程に参画して力を発揮すること。

■三歳児神話

「3歳までは母親の愛情が不可欠なので母親は育

児に専念すべき」というように、母子関係を強調する育児のこと。近年は、親をはじめ、できるかぎり多くの人子どもと関わるのが望ましいという育児観に変わってきている。

■ワーク・ライフ・バランス

職業生活と家庭・地域生活の適切な調和。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会は、「就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会である」と、ワーク・ライフ・バランス憲章（内閣府）で定義されている。

■サテライトオフィス

従業員の自宅近くなど、勤務所在地以外に設置する事務所のこと。場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を推進することができる。

■次世代育成支援対策推進法

急激な少子化が進むなか、次の世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を行うため、2003（平成15）年に公布。この法律では、国や地方公共団体の取り組みのほか、101人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、届け出なければならない等、民間企業への取り組みも定めている。

■育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児や家族介護を行う人が、仕事と家庭生活を両立できるよう支援し、経済や社会の発展につなげることを目的として、1991（平成3）年に制定された。

■放課後異年齢児交流促進事業

児童が通い慣れた学校を「遊び場」として確保し、遊びを通じた異年齢間の交流を促進することによって、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健全育成を図ることを目的に行っている事業。

■レスパイト

レスパイトには「休息」の意味があり、在宅で障がい者の介護にあたっている家族への支援として始められたのがレスパイトケア。具体的にはヘルパーの派遣や一時的に預かるショートステイが挙げられる。レスパイトは子育て中の保護者へも必要との考え方から一時預かり等は、冠婚葬祭等の社会的理由だけでなく、リフレッシュ等の私的理由でも利用できる。

■ポジティブ・アクション

積極的改善措置。男女間格差を是正するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し活動に参画する機会を積極的に提供すること。「男女共同参画社会基本法」では国の責務として規定されており、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれているほか、民間企業等での取り組みも推奨されている。

■Uモニ

市内在住・在勤・在学している16歳以上でモニター登録し、日本語でインターネットやEメールを利用して回答するアンケート調査。

■性差医療

生物学的性別（セックス）を考慮した医療。同じ病気でも男女で症状に差があるため、「女性外来」を設置する医療機関もある。国の第3次男女共同参画基本計画では、性差医療についての知識の普及が目標として掲げられている。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖の健康を人権としてとらえよう」という考え方。具体的には「性生活・妊娠・出産に対して安全を確保する権利」や「差別や強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を自ら行う権利」、「適切なヘルスケアサービスを利用できる権利」等が含まれる。

■ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・パートナー・恋人等、親密な関係にある相手に対して振るう暴力。被害者が圧倒的に女性に多いことから「女性への暴力」とされており、女性に対する人権侵害と位置づけられている。具体的には身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力等が挙げられる。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者（事実婚・離婚後も含む）からの暴力に関する通報や相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的として、2001（平成13）年に公布された法律。被害者の多くは女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文となっている。

■デートDV

結婚していない男女間の身体的、精神的、性的、経済的暴力。近年では、中高生の間におけるデートDVが問題となっている。デートDVは「DV防止法」に該当せず、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や「迷惑防止条例」等が適用される。

（平成24年3月現在）



Ⅲ

資料

1. 基礎資料概要
2. 浦安市男女共同参画推進会議・
浦安市男女共同参画庁内推進会議概要
3. 女子に対するあらゆる形態の
差別の撤廃に関する条約
4. 男女共同参画社会基本法
5. 配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護に関する法律
6. 男女共同参画社会の実現に向けた
動き（世界・日本・浦安）

1. 基礎資料概要

「第2次プラン」策定にあたり、「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」「Uモニ」「パブリックコメント」「事業調査」を基礎資料としました。各調査の概要は以下のとおりです。

男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査

- (1) 調査対象 浦安市内在住の満20歳以上の男女3,000人(男女各1,500人)
- (2) サンプルング 住民基本台帳(2010年10月1日現在)により性別に層化し無作為抽出
- (3) 調査方法 郵送配布・郵送回収(督促礼状1回送付)
- (4) 調査項目 ①男女共同参画社会づくりに関する意識
②日常生活について
③老後や介護について
④教育について
⑤職業生活について
⑥健康について
⑦女性の人権について
⑧男女共同参画社会づくりのための施策
- (5) 調査期間 2010(平成22)年11月11日(木)～26日(金)
- (6) 回収率 50.8%(有効回答1,525)

男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査

- (1) 調査対象 浦安市職員1,350人(2010年10月1日現在の職員全員)
- (2) 調査方法 各課を通じて配布・回収(メールによる督促1回)
- (3) 調査項目 ①男女共同参画社会づくりに関する意識
②日常生活について
③職業生活について
④女性の人権について
⑤男女共同参画社会づくりのための施策
- (4) 調査期間 2010(平成22)年11月17日(水)～30日(火)
- (5) 回収率 86.0%(有効回答1,161)

Uモニ

- (1) 調査対象 490人(登録人数)
- (2) 調査方法 インターネットやEメールによるアンケート調査
- (3) 調査項目 ①東日本大震災後、地域のつながりの変化の有無
②変化の内容
③東日本大震災の影響による職業の変化の有無
④東日本大震災前の日常生活における優先事項
⑤東日本大震災後の日常生活における優先事項
⑥避難所生活に必要な配慮
- (4) 調査期間 2011(平成23)年11月7日(月)～13日(日)
- (5) 回収率 73.7%(有効回答361)

パブリックコメント

- (1) 意見提出者 市内在住・在勤・在学・利害関係を有するもの
- (2) 募集方法 ファックス、Eメール、直接提出、郵送による意見募集
- (3) 項目 「第2次うらやす男女共同参画プラン(骨子案)」について
- (4) 期間 2011(平成23)年12月1日(木)～21日(水)
- (5) 有効回答 1件

事業調査

- (1) 調査対象 「改定うらやす男女共同参画プラン」に掲げられた事業の担当課
- (2) 調査方法 記述式調査およびヒアリング
- (3) 調査項目 「改定うらやす男女共同参画プラン」の事業の実施状況について
- (4) 調査期間 2010(平成22)年6月28日(月)～10月7日(木)
2011(平成23)年6月27日(月)～10月7日(金)

2. 浦安市男女共同参画推進会議・浦安市男女共同参画庁内推進会議概要

会議概要

「第2次プラン」策定にあたり、学識経験者・関係団体代表者・市民からなる「浦安市男女共同参画推進会議」を設置し、広く意見を集めました。推進会議は、2010（平成22）年度に3回、2011（平成23）年度に5回（計8回）実施しました。

また、「改定うらやす男女共同参画プラン」に事業を掲げている部の次長で構成される「浦安市男女共同参画庁内推進会議」を設置し、広く意見を集めました。庁内会議は、2010（平成22）年度に1回、2011（平成23）年度に2回（計3回）実施しました。

浦安市男女共同参画推進会議

年度	回	開催日時	議事内容
2010 （平成22）年度	第1回	9月22日（水） 午後6時～8時	1) 会長・副会長の選出 2) 浦安市男女共同参画推進会議について 3) 男女共同参画について小玉会長の講話
	第2回	1月31日（月） 午後6時～8時	1) 「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」 についての報告 2) 意見交換
	第3回	3月1日（火） 午後6時～8時	1) 「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」 についての報告 2) 意見交換
2011 （平成23）年度	第4回	7月29日（金） 午後6時～8時	1) 男女共同参画社会実現に向けた浦安市の課題につ いて意見交換 2) 平成22年度改定うらやす男女共同参画プラン事 業調査の結果報告
	第5回	9月27日（火） 午後6時～8時	1) 第2次うらやす男女共同参画プラン基本計画全体 構成について意見交換
	第6回	11月21日（月） 午後6時～8時	1) 第2次うらやす男女共同参画プラン基本計画素案 について意見交換
	第7回	1月30日（月） 午後6時～8時	1) 第2次うらやす男女共同参画プラン実施計画素案 について意見交換
	第8回	3月1日（木） 午後6時～8時	1) 第2次うらやす男女共同参画プランの市民へのPR について意見交換

浦安市男女共同参画庁内推進会議

年度	回	開催日時	議事内容
2010 （平成22）年度	第1回	2月16日（水） 午前10時～正午	1) 「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」 「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」 についての報告 2) 意見交換
2011 （平成23）年度	第2回	11月14日（月） 午後13時30分～15時	1) 第2次うらやす男女共同参画プラン基本計画素案 について意見交換
	第3回	2月3日（金） 午前10時～正午	1) 第2次うらやす男女共同参画プラン実施計画素案 について意見交換

3. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国

際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適

当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、

男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を

含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同

一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての

職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代

表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

4. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二三日 法律第七八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかに

するとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

い。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項

について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように

努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則〔平成十一年六月二三日法律第七八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 一・第五条)

第三章 被害者の保護(第六条一・第九条の二)

第四章 保護命令(第十条一・第十二条)

第五章 雑則(第二十三条一・第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対す

る不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人

相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めな

ればならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に

対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規

定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以

上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達すること

- ができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様

とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健

康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の

懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

6. 男女共同参画社会の実現に向けた動き

年	世界の動き	日本の動き	浦安の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際婦人年世界会議開催(メキシコ・シテイ)「世界行動計画」採択 ■ 国連総会「国連婦人の10年」を決定(1976年～1985年) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 	
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 民法一部改正(離婚後も婚姻中の氏を使えることになる) 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国内行動計画」策定 ■ 国立婦人教育会館(埼玉県嵐山町)開館 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連総会で「女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)」採択 		
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国連婦人の10年」中間年世界会議(第2回世界女性会議)開催(コペンハーゲン) ■ 「女子差別撤廃条約」署名式(51ヶ国が署名) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民法一部改正(配偶者の相続分1/3から1/2へ) ■ 「女子差別撤廃条約」署名 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ILO第156号「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国内行動計画後期重点目標」策定 	
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ)(昭和60年施行) 	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ILO総会で「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ■ 「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議(第3回世界女性会議)開催(ナイロビ) ■ 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」公布(昭和61年施行) ■ 「女子差別撤廃条約」批准 	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金法の一部改正施行(女性の年金権の確立) 	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合政策推進室に「婦人政策係」設置
1989年 (平成元年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連総会で「児童の権利に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「法令の一部を改正する法律(婚姻・親子関係等についての男性優先規程の改正等)」成立 ■ 中学校「技術・家庭科」が男女共通履修に改定(平成5年度実施) ■ 小学5年生理科の授業で性教育を行うことを決定(平成4年度実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「婦人政策に関する庁内研究会」設置(女性問題に関する調査研究を進める) ■ 「浦安市女性問題基本調査(市民意識調査)」実施 ■ 「浦安市女性問題講演会」開始 ■ 「うらやす女性フォーラム」開始

年	世界の動き	日本の動き	浦安の動き
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性の地位向上のための「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 啓発冊子「女性問題入門—男女がともにいきいきと人間らしく生きるためのQ&A」発行
1991年 (平成3年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ILO総会で「女子労働者のためのILO活動に関する決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第1次改定) ■ 「育児休業等に関する法律」公布(平成4年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「浦安市女性問題に関する市民意識調査及び浦安市職員意識調査」実施
1992年 (平成4年)			<ul style="list-style-type: none"> ■ 啓発冊子「まことくんちの一大事」発行 ■ 女性問題の啓発講座を開始
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界人権会議開催(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画(女性の平等の地位と女性の人権)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布・施行 	
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国際人口・開発会議」開催(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女共同参画推進本部」発足 ■ 「男女共同参画審議会」設置 ■ 「男女共同参画室」設置 ■ 「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」提示 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「浦安市女性政策推進連絡協議会」(のちに浦安市男女共同参画推進連絡協議会に改称)設置
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言」「北京行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行 ■ 「ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者条約)」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「浦安市女性政策推進懇話会」(のちに浦安市男女共同参画推進懇話会に改称)設置
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」答申 ■ 総理府「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ うらやす女性フォーラム事業に企画会を導入 ■ 「うらやす女性プラン」を策定、男女の平等・自立と共同参画の実現を目指すことを基本目標とし、以降、プランに基づき施策を推進
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女雇用機会均等法」改正(一部を除き平成11年4月より施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ。セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応) ■ 「労働基準法」一部改正(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) ■ 「育児・介護休業法」一部改正(労働者の深夜業制限の制度創設) ■ 「男女共同参画審議会設置法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浦安市女性政策情報誌「wave U」創刊
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法について」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性政策推進講座事業に企画会を導入
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際人口会議開催(ハーグ) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ■ 男女共同参画審議会より「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報誌「wave U」の編集に企画会を導入
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「北京宣言」及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 男女共同参画審議会より「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 ■ 総理府「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性政策班から「男女共同参画班」に改称 ■ 「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」実施 ■ うらやす女性フォーラムの名称を「女と男うらやすかがきフォーラム」に改称

年	世界の動き	日本の動き	浦安の動き
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画班を人権・男女共同参画班に改称 ■「女性のための相談」開始
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ■「国連婦人の10年世界会議」ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)地域政府準備会議開催(東京)、APEC第2回女性問題担当大臣会合の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ■「うらやす男女共同参画プラン」策定 ■「女性プラザ」開設 ■市民参加による男女共同参画情報誌「ボノ・ボノ」「女性プラザニュース」創刊
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ■欧州評議会「第29回男女平等運営委員会」開催 ■ESCAP開催(ソウル) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ■「女性のチャレンジ支援策推進について」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「うらやす男女共同参画プラン」事業調査開始、その後毎年実施 ■「ウーマンズ・カレッジ」開催、その後毎年実施 ■「女性プラザミニ学習会」開催
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ESCAP開催(バンコク)、第48回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「DV防止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■「浦安市男女共同参画推進懇話会」が「男女共同参画社会づくりをすすめるために(提言)」提出 ■「浦安市男女共同参画推進懇話会」を「浦安市男女共同参画推進会議」に改称 ■市のホームページに男女共同参画に関するページを開設 ■「エンパワーメント女性学講座」「女性プラザインフォメーション・カフェ」開催、その後毎年実施
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」閣僚級会合)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」実施
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「第2次改正男女雇用機会均等法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」実施 ■「浦安市男女共同参画推進会議」が「うらやす男女共同参画プラン—後期5ヵ年に向けて—(意見書)」提出 ■「改定うらやす男女共同参画プラン(骨子案)」パブリックコメント実施
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ■「DV防止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ■「改定うらやす男女共同参画プラン」策定
2008年 (平成20年)			<ul style="list-style-type: none"> ■「P-Life男女共同参画ニュース」創刊
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ESCAP(ハイレベル政府間会合)開催(バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解」公表 	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ■第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改正 ■「第3次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「浦安市男女共同参画推進会議」が「女性プラザの整備・機能拡充と男女共同参画施策推進についての提言」提出 ■「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」実施 ■「男女共同参画社会づくりに関する職員意識調査」実施

年	世界の動き	日本の動き	浦安の動き
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国連のジェンダー関連4機関が「UN Women」(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)に統合 		<ul style="list-style-type: none"> ■ Uモニ「男女共同参画の視点から見た防災意識に関するアンケート」実施 ■ 「第2次うらやす男女共同参画プラン(骨子案)」パブリックコメント実施 ■ 「第2次うらやす男女共同参画プラン」策定

第2次

うらやす男女共同参画プラン

ひと ひと
女と男が認めあい、共にかがやくまち・うらやす

2012年（平成24年）3月

発行 浦安市 市長公室 企画政策課 人権・男女共同参画係
〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1
TEL 047-351-1111
